



# 国への政策提案 2020

SAGA Prefectural Government

## 【部局提案事項】

佐賀県知事 山口 祥義





佐賀県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に、地域の魅力と県民の誇りを次の世代に繋げ、佐賀の未来を切り開くため、各種施策に全力で取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症が地域の社会や経済に多大な影響を及ぼしている中で、このピンチをチャンスに変え、感染症に屈しない強く新しい社会を創り出していくためには、地方がより主体性を持って地域の実情に応じた行政運営を進めていく必要があります。

このため、令和3年度に向けて国の施策として取り組んでいただきたい項目を取りまとめました。

是非、実現に向けて御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

令和2年7月

佐賀県知事 山口 祥 義

# 目次

## 【危機管理・報道局】

原子力災害対策の強化について [内閣府・原子力規制委員会] . . . 2

## 【総務部】

法人の事業活動に応じた税負担の公平確保について [総務省] . . . 6

高等専修学校の法的位置付けの見直し及び財政措置の拡充について  
[総務省・文部科学省] . . . 8

就学支援金制度の拡充について [文部科学省] . . . 10

## 【地域交流部】

九州佐賀国際空港における入国審査時間の短縮について [法務省] . . . 13

九州佐賀国際空港における航空機の運航効率の更なる向上について [国土交通省] . . . 15

バス路線に対する国庫補助制度の見直しについて [国土交通省] . . . 17

離島航路に対する国庫補助制度の見直しについて [国土交通省] . . . 19

重要港湾の整備促進について [国土交通省] . . . 22

国有港湾施設の老朽化対策の推進について [国土交通省] . . . 25

## 【文化・スポーツ交流局】

“SAGA2023”を契機としたスポーツ文化の裾野拡大に向けた支援について  
[文部科学省・スポーツ庁・国土交通省] . . . 29

# 目次

## 【県民環境部】

最新の科学的知見を踏まえた原子力発電所の安全性向上について

[原子力規制委員会] . . . 34

離島における家庭ごみ等の収集搬送に要する費用への財政的支援について

[総務省・環境省] . . . 35

## 【健康福祉部】

難病患者の医療費助成開始日の見直し及び申請手続きの簡素化並びに

小児慢性特定疾病の患者への成人後の支援について

[厚生労働省] . . . 37

地域生活支援事業への十分な財政措置について

[厚生労働省] . . . 41

「動く重症心身障害者」に対する療養介護の適用について

[厚生労働省] . . . 42

国民健康保険料（税）水準の県内統一に向けた国の支援について

[厚生労働省] . . . 43

## 【男女参画・こども局】

企業主導型保育事業における学童の受入れについて

[内閣府] . . . 48

子ども・子育て支援新制度における国庫補助金の在り方について

[内閣府・文部科学省・厚生労働省] . . . 50

特別支援学校の生徒の放課後の居場所づくりについて

[厚生労働省] . . . 53

子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る

新たな国の制度構築並びに国庫負担減額調整措置の廃止について

[厚生労働省] . . . 55

子どもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援について

[厚生労働省] . . . 60

児童心理治療施設の安定的運営について

[厚生労働省] . . . 63

児童養護施設等における養育環境の確保について

[厚生労働省] . . . 65

# 目次

## 【産業労働部】

|                            |               |    |
|----------------------------|---------------|----|
| 農水産物等の輸出促進について             | [農林水産省] . . . | 68 |
| 原子力政策の取組について               | [経済産業省] . . . | 69 |
| 原発立地地域のエネルギー構造高度化等への支援について | [経済産業省] . . . | 70 |
| 再生可能エネルギー導入拡大について          | [経済産業省] . . . | 72 |
| 太陽光発電設備の適切な廃棄について          | [経済産業省] . . . | 73 |
| LNG基地第三者利用の早期実現について        | [経済産業省] . . . | 74 |
| 電力及びガスの安定供給について            | [経済産業省] . . . | 77 |
| 高校生が受検する技能検定の確実な実施について     | [厚生労働省] . . . | 78 |

## 【農林水産部】

|                           |                     |    |
|---------------------------|---------------------|----|
| 国際経済連携協定への対応について          | [農林水産省] . . .       | 80 |
| 農業の持続的な発展に向けた支援について       | [農林水産省] . . .       | 81 |
| 水田農業振興対策の強化について           | [農林水産省] . . .       | 82 |
| 園芸振興対策の強化について             | [農林水産省・厚生労働省] . . . | 84 |
| 畜産振興対策の強化について             | [農林水産省] . . .       | 87 |
| 中山間地域農業対策の強化について          | [農林水産省] . . .       | 89 |
| 農業の担い手対策の強化について           | [農林水産省] . . .       | 91 |
| 農業農村整備事業の推進について           | [農林水産省] . . .       | 93 |
| ため池対策の推進について              | [農林水産省] . . .       | 95 |
| 農業用ダムの洪水調節機能の強化について       | [農林水産省] . . .       | 96 |
| 森林・林業の再生に向けた対策の強化について     | [林野庁] . . .         | 98 |
| 新型コロナウイルス感染症拡大に対する支援策について | [農林水産省] . . .       | 99 |

# 目次

## 【県土整備部】

|                       |                 |     |
|-----------------------|-----------------|-----|
| 建築物の耐震化の推進について        | [国土交通省]         | 103 |
| 宅地耐震化の推進について          | [財務省・国土交通省]     | 106 |
| 下水道施設の整備促進及び改築・更新について | [財務省・国土交通省]     | 108 |
| 筑後川水系ダム群連携事業の推進について   | [財務省・国土交通省]     | 109 |
| 建設業の担い手の確保・育成について     | [農林水産省・国土交通省]   | 111 |
| 地籍調査費の予算確保について        | [財務省・国土交通省]     | 113 |
| 所有者不明土地等の発生抑制等について    | [国土交通省]         | 114 |
| 生活排水処理施設の整備推進について     | [財務省・内閣府]       | 116 |
| 合併処理浄化槽の整備推進について      | [財務省・環境省]       | 117 |
| 農業・漁業集落排水施設の改築・更新について | [財務省・農林水産省・水産庁] | 118 |

## 【教育委員会】

|                                   |                 |     |
|-----------------------------------|-----------------|-----|
| 新たな教職員定数改善計画の策定と確実な実施について         | [文部科学省]         | 120 |
| 障害のある児童生徒支援の充実について                | [総務省・文部科学省]     | 121 |
| 教育の情報化推進のための環境整備について              | [財務省・文部科学省]     | 123 |
| スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進について | [財務省・文部科学省]     | 124 |
| 外国語教育充実のための財政支援について               | [総務省・財務省・文部科学省] | 125 |
| デジタル教科書の活用について                    | [文部科学省]         | 126 |

## 【警察本部】

|                     |               |     |
|---------------------|---------------|-----|
| パトカー等の増台について        | [財務省・警察庁]     | 128 |
| 災害対策用装備資機材の充実強化について | [財務省・警察庁]     | 129 |
| 警察官政令定数の増員について      | [総務省・財務省・警察庁] | 130 |

---

# 危機管理・報道局

*SAGA Prefectural Government*

# 原子力災害対策の強化について

## 提案事項

内閣府・原子力規制委員会

- (1) 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体の意見を適切に反映すること。
- (2) 緊急時モニタリングについては、中期対応段階及び復旧期対応段階の緊急時モニタリング等今後の検討課題事項について検討を行うこと。
- (3) 原子力災害医療の体制については、安定ヨウ素剤の更新配布手続きの更なる簡略化に向けて、国が責任を持って対応すること。また、住民等の長期的な健康管理対策については、国が主体的に取り組むこと。
- (4) 避難が広域に及んだ場合に備え、他県との連携を含めた原子力災害対策、避難計画の更なる充実や、避難行動要支援者等の避難対策の充実のための搬送体制の構築など国においても積極的に支援や調整に取り組むこと。
- (5) 全国のどの原子力発電所においても起こりうる災害に、より迅速、かつ適切に対応するため、災害時に役割を担う本人が、平時のうちから土地勘を得るための現地確認をしたり、道府県が主催する原子力防災訓練に積極的に参加するなど、地域特性の理解に努めること。
- (6) 住民に対する原子力災害対策に関する基本的な知識の普及啓発や避難計画の内容等の周知等について、国においても積極的に取り組むこと。
- (7) 原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）内でのとるべき防護措置に必要な経費及びUPZ外において必要となる経費については、全て交付金の対象とし、国で確実に予算化を行うこと。
- (8) オフサイトセンターや代替オフサイトセンターの整備等に必要な経費については、国で確実に予算化を行うこと。
- (9) より迅速かつ円滑な避難ができるよう、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備をするための新たな財源措置を講じること。

# 原子力災害対策の強化について

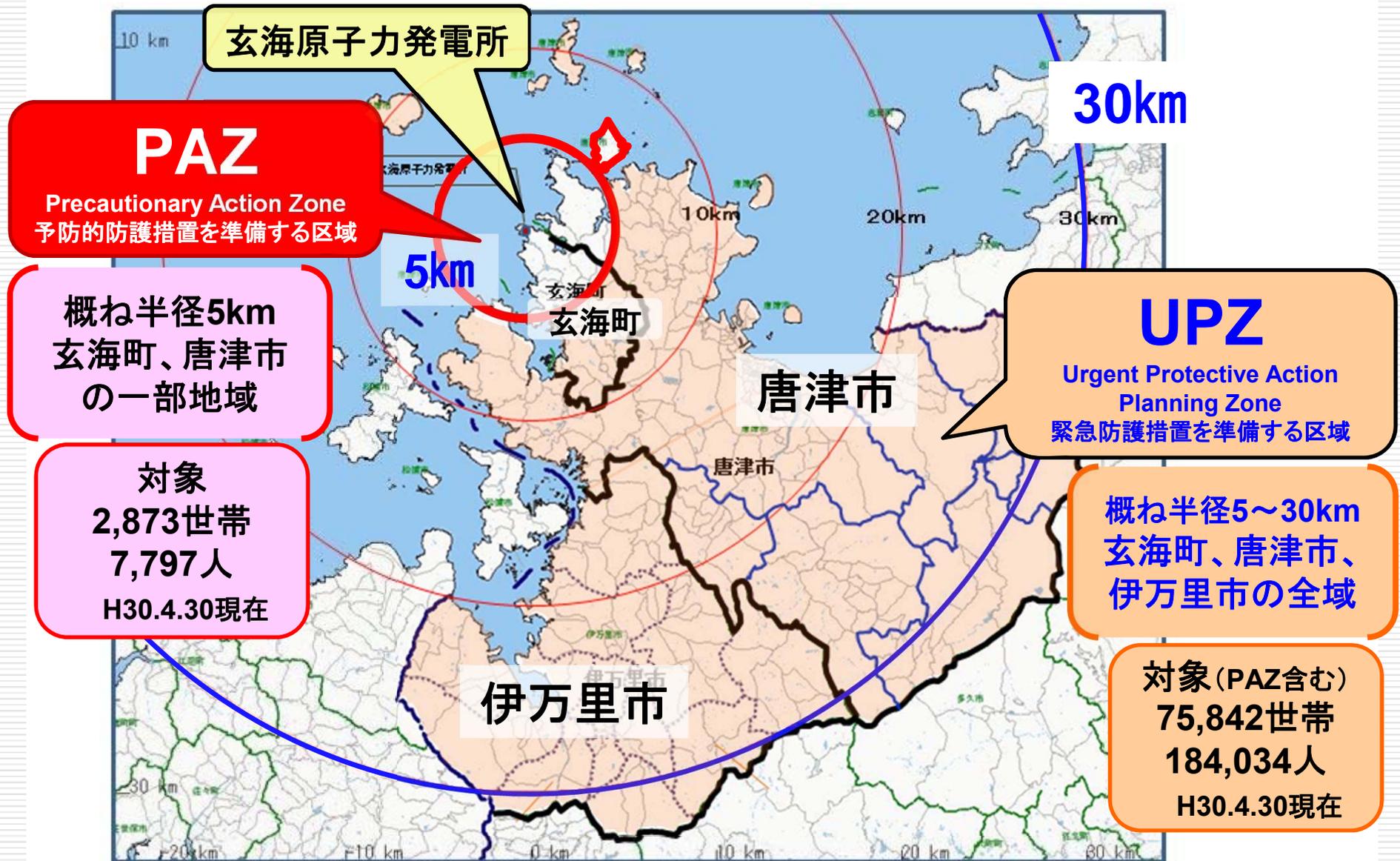
内閣府・原子力規制委員会

## 現状と課題

- 最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的な改定が必要。
- 昨年7月、緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）が改訂されたが、中期対応段階及び復旧期対応段階の緊急時モニタリング等については引き続き検討課題とされており、検討を進めていただく必要がある。
- 安定ヨウ素剤の事前配布については、薬剤の更新業務が継続的に発生し、住民や地方公共団体の負担が大きいため、郵送配布等といった更なる更新配布手続きの簡略化や不要となった薬剤を家族や本人が廃棄処分ができるよう回収手続きの簡略化を行うことが必要。
- 住民の避難範囲が広域に及んだ場合、避難行動要支援者の避難先が県内だけでは不足するとともに、関係機関のみでは搬送手段が不足する可能性がある。
- 原発立地場所毎に地域特性があることから、国は各地の地域特性を災害時に備えてあらかじめ理解しておくとともに、訓練には実際の災害時に役割を担う本人が参加し、災害対応の練度を高めておく必要がある。
- 万が一の緊急時にスムーズな防護措置をとるためには、原子力災害対策に関する基本的な知識について住民に十分な理解を得ることが重要。
- 防護措置に必要な経費やオフサイトセンター等の整備に必要な経費については、十分な対策ができるよう、今後も必要な経費について国が確実に予算化を行う必要がある。
- より迅速かつ円滑な避難を実施するためには、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備が必要である。

原子力災害対策の充実・強化による地域住民の更なる安全の確保

# 原子力災害対策の強化について





# 総務部

*SAGA Prefectural Government*

# 法人の事業活動に応じた税負担の公平確保について

総務省

## 提案事項

- (1) 事務所・事業所がない場合においても、所得の源泉があれば法人事業税を課すること。

## 現状と課題

- 法人事業税は、法人の事業活動と地方の行政サービスの受益関係に着目し、税負担を求める応益原則を理論的根拠とした税である。
- 人的設備・物的設備・事業の継続性の3要件を満たす事務所・事業所（PE）がある場合は、PEが所在する地方団体において法人事業税を課する。
- しかし、近年インターネットの普及により、提供される商品やサービスが拡大し、PEがなくても情報通信技術が整備された環境の中で、事業活動を行うことが可能となり、財政需要が発生していることから税負担を求めるべきである。
- このような中、経済協力開発機構（OECD）においても、経済のデジタル化に対応した市場国への新課税権の付与が検討されている。

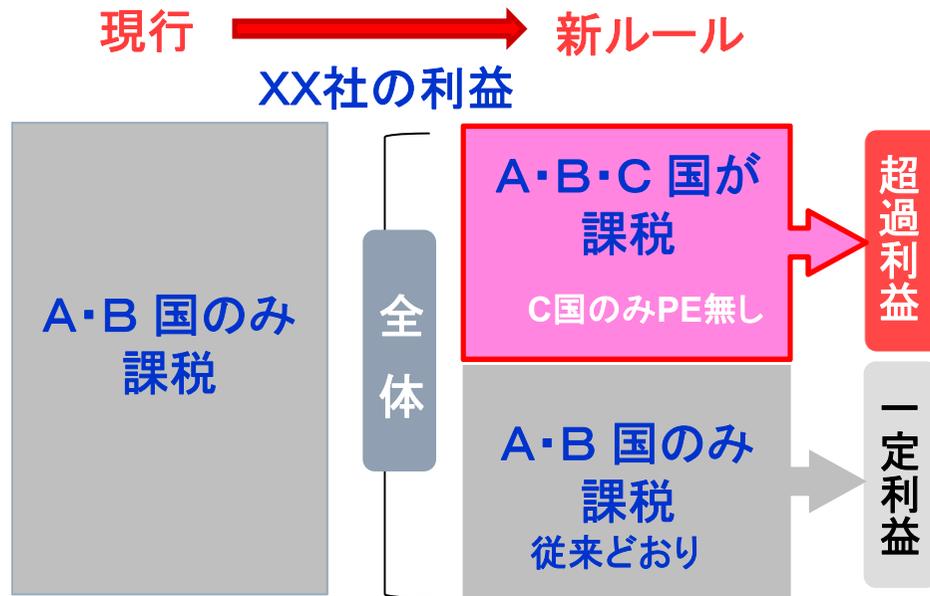
- 経済社会構造が変化する中、事業活動の実態を踏まえ、収益を生み出す源泉が所在する地方団体へ税収を帰属させ公平な確保を求める。

# 法人の事業活動に応じた税負担の公平確保について

## OECDのデジタル課税（案）

### 【市場国への新課税権の付与】

デジタル化で国境に縛られずにビジネス成立→  
企業のPEが置かれていない国でも消費者がいる  
国(市場国)へ税の配分を可とする。



**対象**：消費者向けビジネスを行う大規模な企業グループ  
**ネクサスルール**：その国で一定水準の売上を得ている。  
**利益配分ルール**：利益率10%超の部分について売上額に応じて各市場国へ配分

▶ 地方税と同様に国税もPEがあることを課税の前提としている。

▶ 国際課税原則が見直される場合は、地方税にも影響があると考えられる。

▶ 今後の国際課税原則の見直しの動向に注視しつつ、地方税のあり方を検討していくべきである。

# 高等専修学校の法的位置付けの見直し及び財政措置の拡充について

## 提案事項

文部科学省、総務省

- (1) 高等専修学校について、学ぶ生徒の目線で新たな法的位置付けを行うこと。
- (2) 経常費助成費補助金の対象とし、また普通交付税の充実を図り、高校に準じた財政措置を講ずること。

## 現状と課題

- 高等専修学校は、学校教育法上、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とした専修学校の一課程とされている。
- 当県の高等専修学校の中には、柔軟な制度的特性を生かし、高校中退者や中学校時代に不登校経験のある者等を積極的に受け入れ、高校に準じた教育機会を提供し、大学進学や就職につなげ、社会に送り出している学校が存在する。
- 全日制高校の生徒数が減少する一方、このような高等専修学校の生徒数は増加傾向にあり、当県では、その果たしている役割に鑑み、令和元年度からこのような高等専修学校への運営費補助を高校に準じて拡充した。
- 一方、高校と財政措置を比較すると、国の経常費助成費補助金の対象外となっており、また、普通交付税の基準財政需要額においても、著しく低い状況にある。
- このような高等専修学校について、学ぶ生徒の目線に立って新たな法的位置付けを行い、財政措置の面からも高校に準じた扱いとし、教育条件を向上する必要がある。

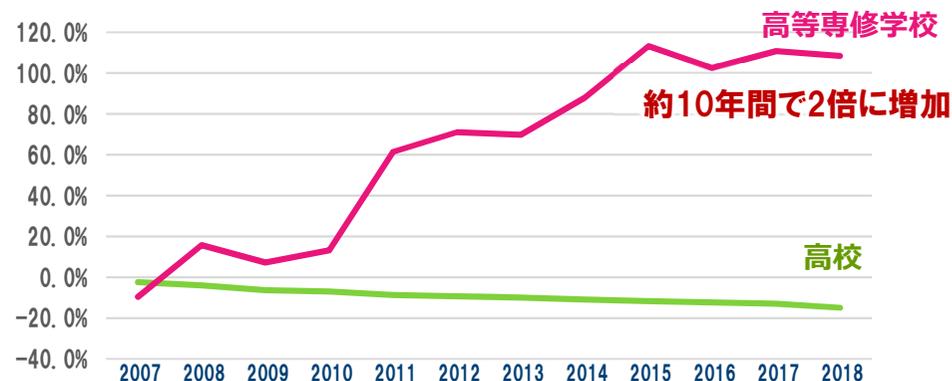
- 学びのセーフティネットの機能の充実

# 高等専修学校の法的位置付けの見直し及び財政措置の拡充について



県内における高等専修学校と高校の生徒数（人） / 2006年を基準とした増減率（％）

| 学校種             | 2006年  | 2018年  | 差（率）               |
|-----------------|--------|--------|--------------------|
| 高等専修学校<br>（商業等） | 83     | 173    | 90<br>（+108.4%）    |
| 高校<br>（全日制）     | 28,337 | 24,108 | ▲3,671<br>（▲14.9%） |
| 〔参考〕<br>中学校卒業生数 | 10,013 | 8,125  | ▲1,888<br>（▲18.9%） |



## 提 案

高等専修学校について、**学ぶ生徒の目線**で新たな法的位置付けを行い、高校に準じた財政措置を講ずること

# 就学支援金制度の拡充について

文部科学省

## 提案事項

- (1) 私立高等学校に通う生徒の就学支援金の更なる拡充を図ること。
- (2) 将来的には、就学支援金の所得制限を撤廃すること。

## 現状と課題

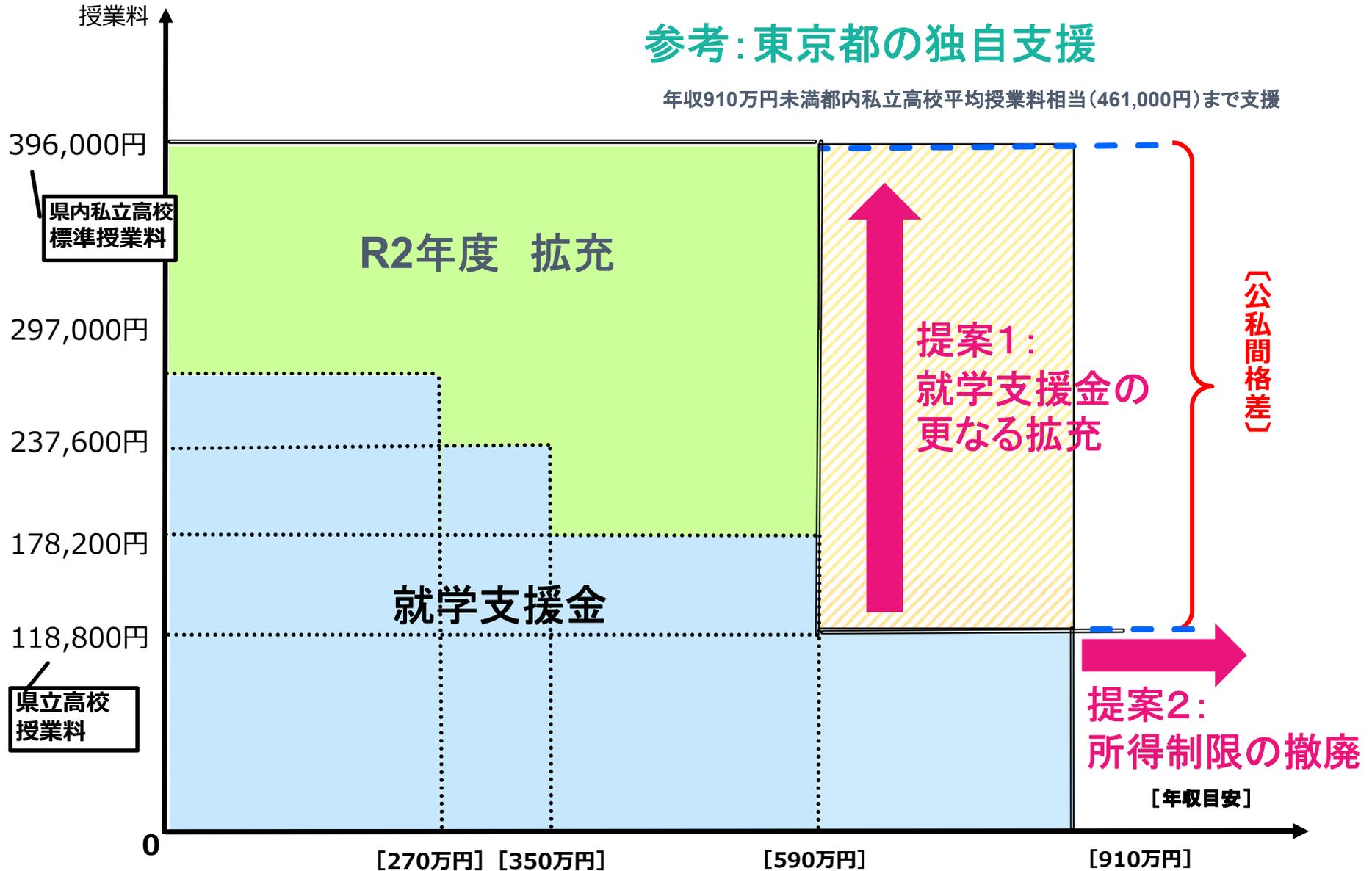
- 県内私立高校は、各々の建学の精神や特色等に共感した多様な生徒を受け入れて学びの場を提供し、公私協調のもと公教育の一翼を担っている。
- 令和2年度から私立高校の就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯（生徒の約5割が該当）について授業料の実質無償化が実現するものの、公立高校と比べ、私立高校の生徒には未だ授業料負担が残ることから、保護者及び学校関係者からは保護者負担の軽減に係る施策の更なる拡充の要望がある。
- 東京都では年収910万円未満の世帯に対する独自の授業料支援を行い公私間格差の是正を図られるが、高校進学率の高さに鑑みれば、公私間格差の是正は、本来、国において実施されるものであり、地域間で不平等が生じないよう政策的に取り組むべきと考える。
- また、就学支援金制度の見直しに係る法律改正にあたっての国会の附帯決議にもあるように、教育は未来への投資であることに鑑み、将来的に所得制限をなくすよう努める必要がある。

- 教育の機会均等の確保

# 高校生等への就学支援金制度

## 参考：東京都の独自支援

年収910万円未満都内私立高校平均授業料相当(461,000円)まで支援



---

# 地域交流部

*SAGA Prefectural Government*

# 九州佐賀国際空港における入国審査時間の短縮について

法務省

## 提案事項

入国審査時間の短縮を図ること。

## 現状と課題

- 九州佐賀国際空港の国際線利用者は、平成30年度までの3年間で約2.5倍に増加している（平成27年度約9万人→平成30年度約23万人）。
- 入国審査時間は、平成29年4月のバイオカート※導入後は短縮しているものの、現在も30分程度を要している。（目標待ち時間20分）
- 在留外国人数も5年で約1.5倍に増加している（H25.12.31時点4,229人→H31.1.1時点6,327人）。
- 現在、国際線が運休中であるが、県としても路線再開に向けた必要な準備を進めている。
- 増加する国際線の利用者等に対応するため、出入国管理体制の維持及び充実や顔認証ゲートの導入等が必要である。

審査待ち時間を活用して個人識別情報を事前に取得するための機器

- 九州佐賀国際空港における国際線利用者の利便性の向上

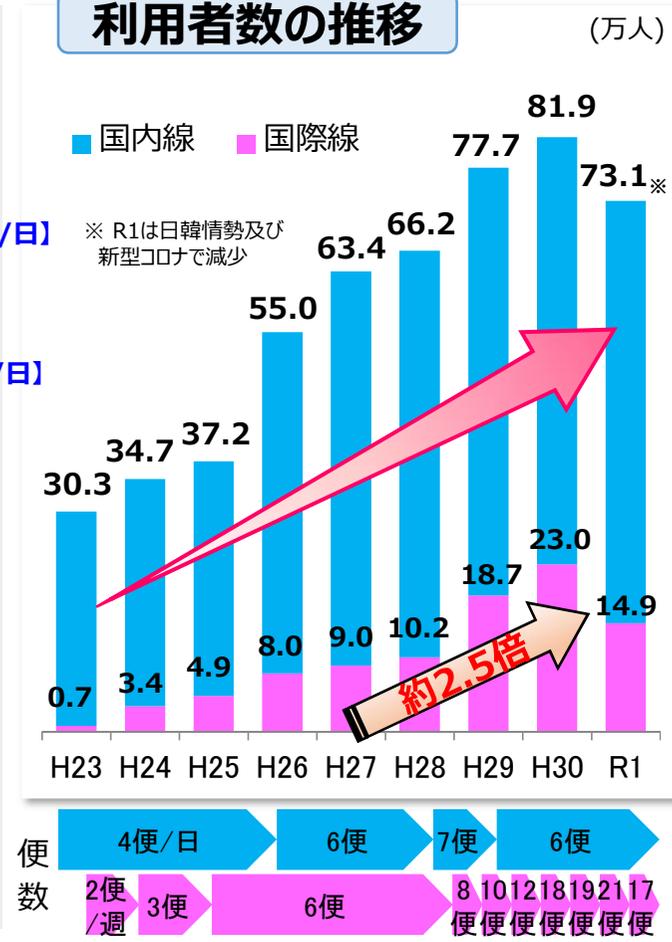
# 「佐賀空港がめざす将来像」に向けて

○九州佐賀国際空港の平成30年度の利用者数が、81万9千人を記録。  
 【6年連続過去最高、東京便は11年連続過去最高】

## 『佐賀空港のめざす将来像』



## 利用者数の推移



## バイオカート導入前後の入国審査待ち時間



※1 バイオカート導入前  
 ※2 バイオカート導入後

**提案** 入国審査時間短縮を図ること。

# 九州佐賀国際空港における航空機の運航効率の更なる向上について

国土交通省

## 提案事項

- 航空管制官の配置、空港監視レーダー等設置の環境整備を行うことにより、航空機の運航効率をさらに向上させること。

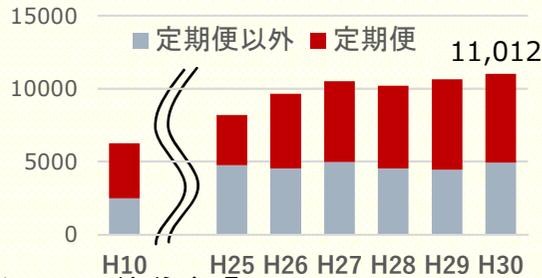
## 現状と課題

- 九州佐賀国際空港は、週63往復の定期便の他、小型機の訓練飛行なども含め、離着陸回数が10,000回／年を超えている。
- 航空管制官が配置されておらず、空港監視レーダーも未設置の現状においてリモート（無人）に切替わる時間帯があり、パイロットの心理的不安や安全面での不安のため運航を見送った経緯あり（春秋航空）
- 福岡からのリモート管制でOKとなったものの空港周辺の小型機飛行により着陸をとりやめ、上昇になった事案が数回発生（タイガーエア台湾）
- 離発着回数が当空港より少ない他空港にも管制官は配置されている

- より柔軟な運航ダイヤの調整が可能
- 路線・便数のさらなる拡充

# 九州佐賀国際空港における航空機の運航効率の更なる向上について

離着陸回数 **10,000回超!**



## 【定期便 (週6 3往復)】

|      |   |                                   |
|------|---|-----------------------------------|
| 東京便  |    | 1日5往復<br>全日空 (B738、A321)          |
| 成田便  |    | 1日1往復<br>春秋航空日本 (B738)            |
| 上海便  |    | 週4往復 (月・水・金・土)<br>春秋航空 (A320)     |
| ソウル便 |    | 1日1往復<br>ティーウェイ航空 (B738)          |
| プサン便 |   | 週4往復<br>ティーウェイ航空 (B738)           |
| テグ便  |  | 週4往復 (火・木・土・日)<br>ティーウェイ航空 (B738) |
| 台北便  |  | 週2往復 (日・木)<br>タイガーエア台湾 (A320)     |

運休中

## 【小型機】

- 県警航空隊の出動・訓練
- 大学の航空系学部の訓練
- 法人・個人の利用 等

佐賀空港 (H30 : **11,012回**) よりも離着陸回数が少ない空港にも管制官は配置

| 管制官が配置されている空港 | 離着陸回数(回) |
|---------------|----------|
| 釧路            | 10,740   |
| 旭川            | 6,744    |
| 女満別           | 9,468    |
| 富山            | 7,644    |

- ※1 着陸回数×2倍し、離着陸回数としている。
- ※2 離島の空港を除く。

## 【課題】

今後も、

- ・ 既存路線の増便、新規路線の誘致
- ・ 消防防災ヘリの運用開始 (2020年度中) など、航空需要の増加が見込まれる。



より柔軟な運航ダイヤの調整ができる環境整備が重要

## 提 案

航空管制官の配置、空港監視レーダー等設置の環境整備を行うことにより、航空機の運航効率をさらに向上させること。

# バス路線に対する国庫補助制度の見直しについて

国土交通省

## 提案事項

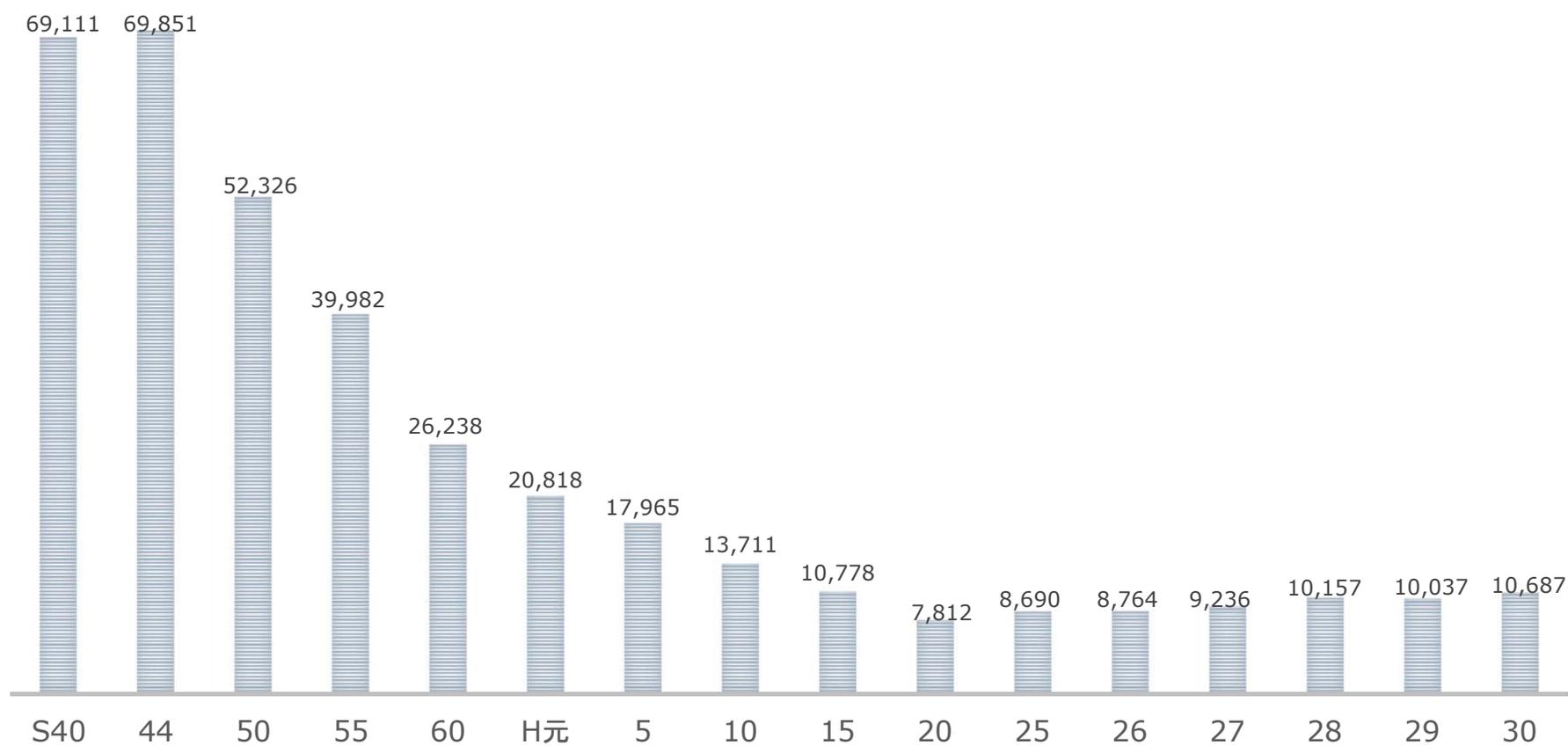
- (1) 地域間幹線系統確保維持費補助の1日当たり輸送量の基準を緩和すること。
- (2) 同補助の乗車密度による減額の基準を見直すこと。

## 現状と課題

- 当県では、地域の自発的な取組による地域内交通の見直し等を積極的に支援。
  - 地域内交通の活用促進に当たっては、地域間幹線系統との連携や地域間幹線系統の安定的な維持が不可欠。
  - 一方、地域間幹線系統確保維持費補助においては、平均乗車密度により補助対象経費が減額されるため、路線維持が困難な状況。
  - また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い1日当たり輸送量の基準(15人以上)が一時的に緩和されたが、恒久的な基準の見直しが必要。
  - 県を挙げて路線バスをはじめとする公共交通の利用促進に取り組んでおり、国庫補助制度の見直しなどによる国の安定的な支援が必要。
- ▼
- 地方自治体や交通事業者等が持続可能な公共交通網の構築に向けた長期的な取組を行うことが可能

## 佐賀県内乗合バスの年間利用者数の推移

(単位:千人)



出典:九州運輸要覧

# 離島航路に対する国庫補助制度の見直しについて

国土交通省

## 提案事項

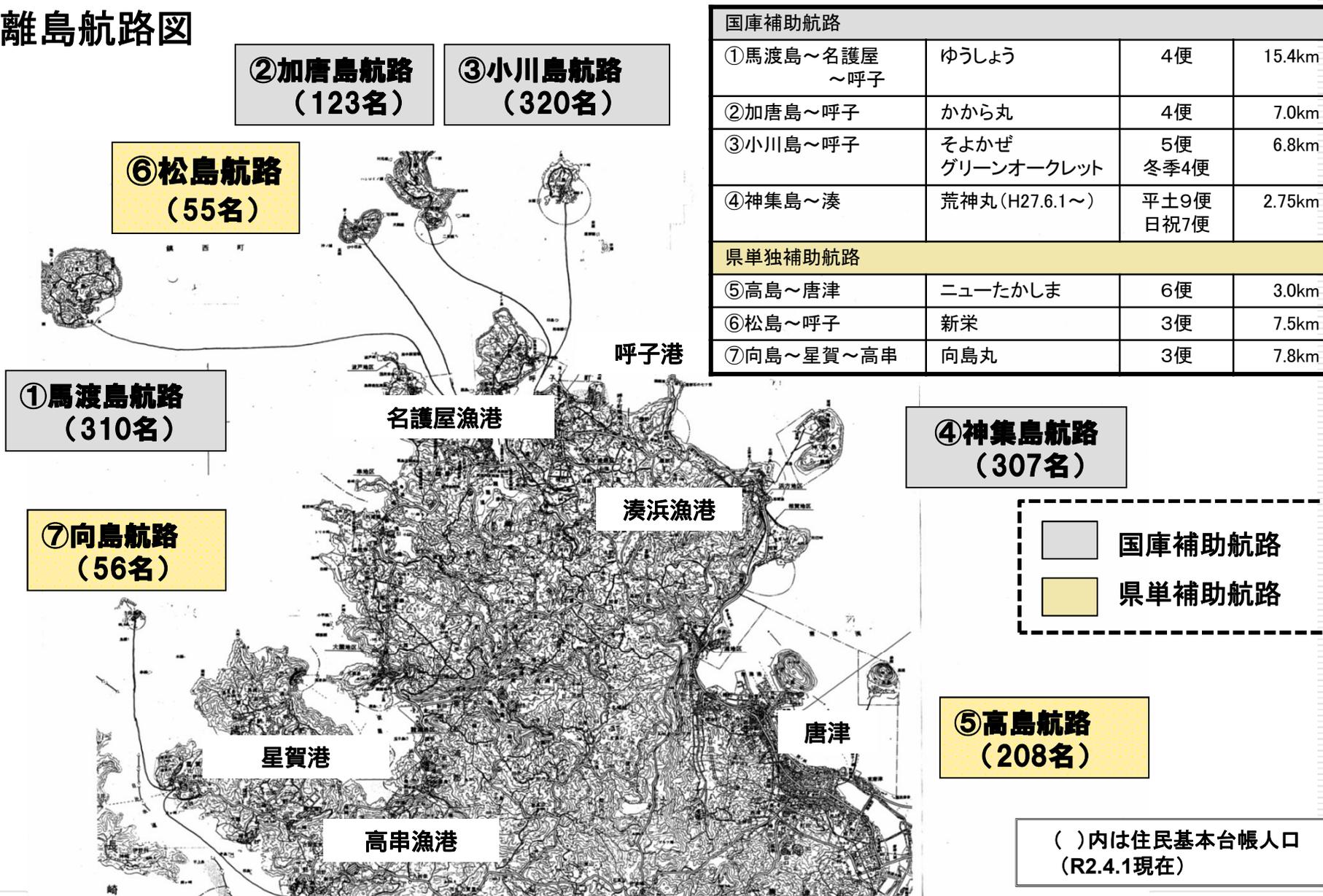
- (1) 小規模離島の航路に係る補助対象経費等の算定方法を見直すこと。
- (2) 補助金の概算払いができるようにすること。

## 現状と課題

- 当県は、中山間地域や離島等の条件不利地域の振興に積極的に取り組んでおり、離島航路は離島振興策の推進に欠かせない重要な基盤となっているが、島民人口の減少等により、航路事業は厳しい経営状況。
  - そのような状況の中、地域公共交通確保維持改善事業補助制度については、小型船舶の減価償却費に係る補助対象経費が取得価格の5割と低く算定されるほか、事業者や航路の規模等にかかわらず、事務所経費等が収入実績に一定係数を乗じて算定されるなど、航路維持に係る必要経費の実態と大きく乖離。
  - 補助金の支払いが完了払いとされ、補助事業終了から支払いまで半年以上を要しており、航路事業者が運転資金等の確保に苦慮。
- ▼
- 安定した離島航路の確保が可能となり、離島振興策の推進にも寄与

# 離島航路に対する国庫補助制度の見直しについて

## 離島航路図



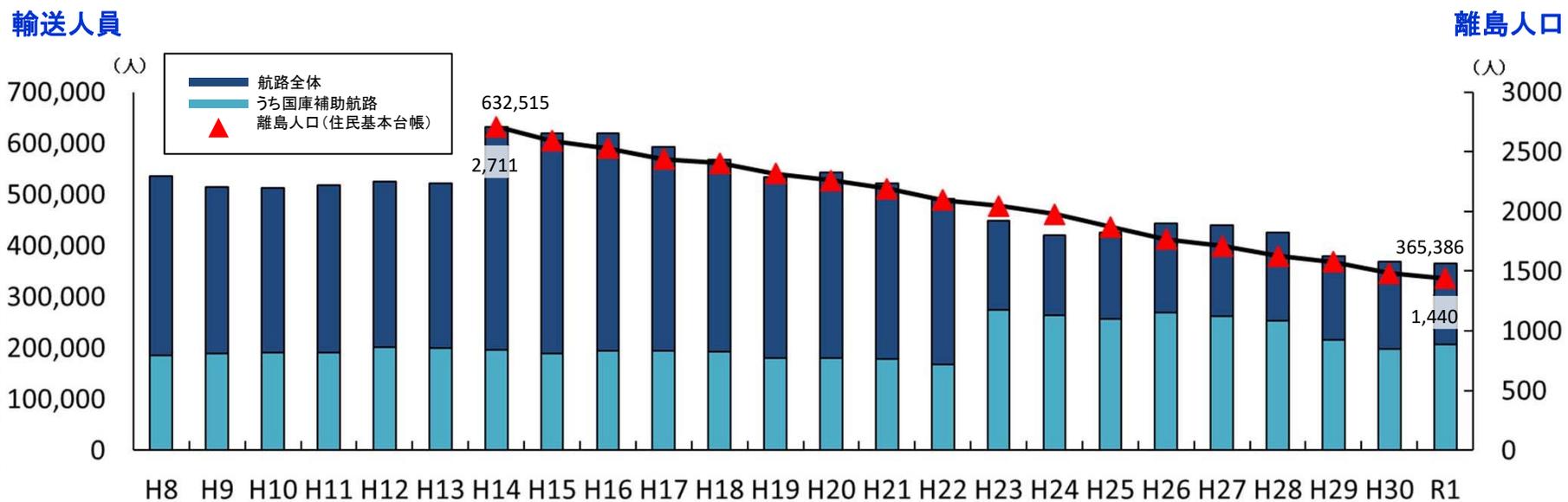
| 国庫補助航路      |                    |              |        |
|-------------|--------------------|--------------|--------|
| ①馬渡島～名護屋～呼子 | ゆうしょう              | 4便           | 15.4km |
| ②加唐島～呼子     | かから丸               | 4便           | 7.0km  |
| ③小川島～呼子     | そよかぜ<br>グリーンオーケレット | 5便<br>冬季4便   | 6.8km  |
| ④神集島～湊      | 荒神丸(H27.6.1～)      | 平土9便<br>日祝7便 | 2.75km |
| 県単独補助航路     |                    |              |        |
| ⑤高島～唐津      | ニューたかしま            | 6便           | 3.0km  |
| ⑥松島～呼子      | 新栄                 | 3便           | 7.5km  |
| ⑦向島～星賀～高串   | 向島丸                | 3便           | 7.8km  |

国庫補助航路  
 県単補助航路

( )内は住民基本台帳人口 (R2.4.1現在)

# 離島航路に対する国庫補助制度の見直しについて

## 離島人口及び航路輸送人員の推移



# 重要港湾の整備促進について

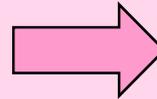
国土交通省

## 提案事項

- (1) 伊万里港臨港道路七ツ島線の整備を推進すること
- (2) 唐津港東港地区の航路・泊地の整備を推進すること

## 現状と課題

伊万里港七ツ島地区は幹線道路と接続するアクセスが1ルートであるため、交通が集中し渋滞が発生

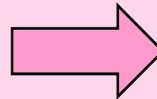


港湾関連車両交通の円滑化、物流機能の効率化及び輸送コストの削減のためには、物流ルートの多重化が必要

唐津東港地区に耐震強化岸壁が供用（H28.4）、前面の航路・泊地は平成28年度より着工

寄港可能船舶

- ・貨物船（RORO）： 5,000DWT
- ・クルーズ船： 26,000GT級



計画対象船舶の寄港には航路・泊地の増深が必要

寄港可能船舶

- ・貨物船（RORO）： 10,000DWT
- ・クルーズ船： 50,000GT級

○伊万里港は対アジア貿易の拠点として背後圏の地域産業の活性化に寄与

○唐津港は物流基地、観光の「海の玄関口」及び災害時の防災拠点として機能

# 重要港湾の整備促進について

**伊万里港**

佐賀方面

佐世保方面

福岡方面

臨港道路供用に合わせて  
4車線化(県事業)

早期供用が必要

国道204号

臨港道路七ツ島線  
L=1,026m

七ツ島工業団地 129.1ha

国際物流ターミナル  
(コンテナヤード)

国道への既存アクセス  
(1ルート)

**整備状況**

**周辺道路の渋滞状況**

Inset 1: Port terminal with ship and gantry crane.

Inset 2: Road traffic congestion with trucks and cars.

Inset 3: A blue truck with a red container on a road.

# 重要港湾の整備促進について

## 唐津港

東港地区(-9m)耐震強化岸壁  
喫水制限:-7.4m(5千t級貨物船)  
1万t級貨物船(RORO)の接岸不可



中古車取扱い移転要請  
・妙見地区岸壁の予防保全事業(直轄)  
・バイオマス燃料取扱開始(R5~)

## 満杯状況の妙見ふ頭



航路・泊地の増深

計画対象船舶の寄港可能

物流、観光及び災害時の防災拠点として機能発揮

耐震強化岸壁(-9m)

航路・泊地(-9m)

# 国有港湾施設の老朽化対策の推進について

国土交通省

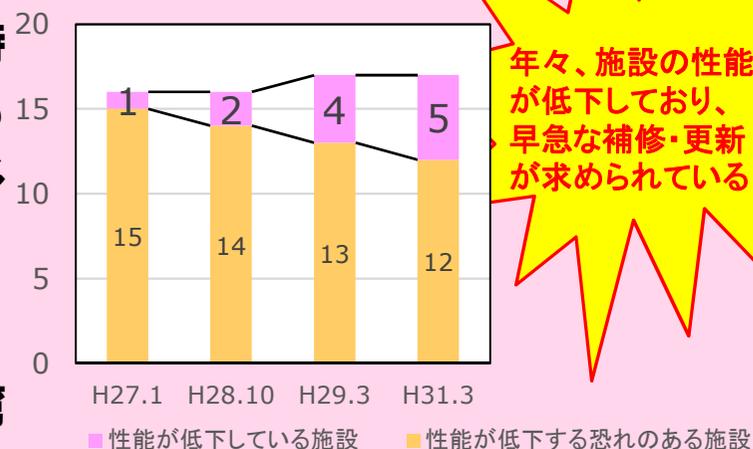
## 提案事項

- (1) 伊万里港臨港道路久原瀬戸線の予防保全を事業化（直轄）すること
- (2) 唐津港妙見地区岸壁の予防保全を事業化（直轄）すること

## 現状と課題

- 重要港湾における国有港湾施設は、特に利活用が多い主要な施設
- 県に管理委託された国有港湾施設は維持管理計画に基づき適切に管理しているものの、老朽化が著しく、補修・更新に多額の費用を要するため、県財政を圧迫
- 施設規模が大きい国有港湾施設は補修・更新の事業規模も大きく、その中で港湾運営の継続性を確保するには高度な技術が必要

国有港湾施設の点検結果



- 港湾物流を支える社会インフラの計画的かつ効率的な維持管理・更新の実施

# 国有港湾施設の老朽化対策の推進について

## 伊万里港



# 国有港湾施設の老朽化対策の推進について

## 唐津港

中古車の取り扱い状況



岸壁の消波構造部上面の利用制限



岸壁の消波構造部の断面欠損



水産ふ頭地区

予防保全事業による  
港湾物流の継続性の確保

水深(-7.5m)

妙見地区



---

# 文化・スポーツ交流局

*SAGA Prefectural Government*

# “SAGA2023”を契機としたスポーツ文化の裾野拡大に向けた支援について

文部科学省・スポーツ庁・国土交通省

## 提案事項

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機とした、地域におけるスポーツ文化の定着や裾野拡大に向けて、両大会の運営や競技施設整備への支援を拡充すること。

### (1) 運営に対する支援

○地方自治体の負担軽減に向けた「地域スポーツ振興費補助金（国民体育大会開催事業、全国障害者スポーツ大会開催事業）」の増額

例えば、開催事業補助金の増額、東京オリパラを踏まえた競技・種目等の追加への対応のため補助金の新設など。

### (2) 競技施設整備に対する支援

- 「スポーツ振興くじ助成」の対象要件の拡充、及び交付限度額の引き上げ
- 「学校施設環境改善交付金」の十分な予算の確保、及び交付限度額の引き上げ
- 「社会資本整備総合交付金」の十分な予算の確保（都市公園内の運動施設などの整備や更新、バリアフリー化等）

# “SAGA2023”を契機としたスポーツ文化の裾野拡大に向けた支援について

文部科学省・スポーツ庁・国土交通省

## 現状と課題

- 「SAGA2023」は「体育」から「スポーツ」に変わる最初の大会。  
佐賀県では、この国スポ・全障スポ両大会の成功を契機として、地域におけるスポーツ文化の裾野拡大を図るとともに、スポーツが持つチカラ（素晴らしさ）を全国に向けて発信していくことが使命であると考えている。
  - このためには、「スポーツ」だからできることにスポットを当てた「新しい大会」を創出していくことが重要であり、相応の人的・財政的負担が必要となる。
  - また、2020年の東京オリパラを踏まえ、新たな競技・種目等の追加なども決定していることから、施設や競技用具の整備にかかる経費の増大も懸念される。
  - 他方、我が県のスポーツ施設は、昭和51年開催の前回国体に合わせて整備したものが多く、老朽化や現在の競技規格に合わない施設が多い。
- ▼
- 「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむ文化の裾野拡大」の更なる推進
  - 「SAGA2023」を通じたレガシーの創出と国内外に向けたスポーツの魅力発信

# “SAGA2023”を契機としたスポーツ文化の裾野拡大に向けた支援について

## 運営に対する支援

### 地方スポーツ振興費補助金

- ・ 開催事業補助の増額等



▲情報支援ボランティア等の育成



▲競技用具の整備



▲競技・種目・種別の増加  
(ビーチバレーなど)



▲仮設施設の整備

## 施設整備に対する支援

### スポーツ振興くじ助成

- ・ 施設整備助成の対象要件の拡充等

### 学校施設環境改善交付金

- ・ 予算の確保、交付限度額の引き上げ

### 社会資本整備総合交付金

- ・ 都市公園内の運動施設などの必要な予算確保



社会資本整備総合交付金  
(都市公園内野球場)



スポーツ振興くじ助成  
(SAGAサンライズパーク整備)

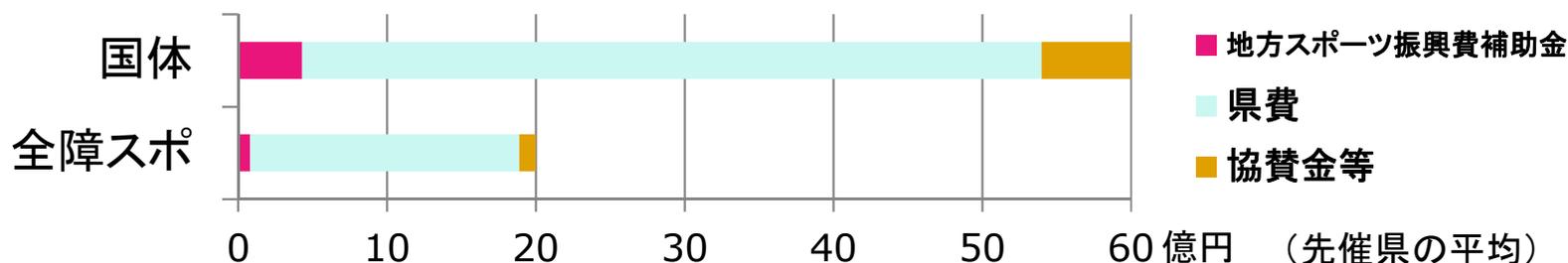
## 提案

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機とした、地域におけるスポーツ文化の定着や裾野拡大に向けて、両大会の運営や競技施設整備への支援を拡充すること。

# “SAGA2023”を契機としたスポーツ文化の裾野拡大に向けた支援について

- 開催地都道府県の経費負担が大きい。

両大会は、統括団体(日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会)及び国、開催地都道府県が共催するものとされているが、大会準備・運営経費は、開催年度に一定額が交付されるのみで、大半を開催地都道府県が負担。



- 東京オリパラ等を踏まえ新たな競技・種目の追加が決定したため、経費増加が見込まれる。

<国スポ> 水球(女子)、オープンウォーター、ボクシング(女子)、ビーチバレー、体操・トランポリン、レスリング(女子)、ウエイトリフティング(女子)、自転車・トラック・ロード(女子)、ラグビーフットボール7人制(女子)

<全障スポ> 卓球(精)(R1茨城大会から追加)、ボッチャ(R3三重大会から追加)

地方スポーツ振興費補助金を増額すること

---

# 県民環境部

*SAGA Prefectural Government*

# 最新の科学的知見を踏まえた

## 原子力発電所の安全性向上について

原子力規制委員会

### 提案事項

- (1) 原子力発電の安全性に関する最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて基準へ反映させ、事業者へ追加対策を求める等、更なる安全性向上に取り組むこと。また、基準に基づく審査については、何よりも安全を優先し厳正な審査を行うこと。
- (2) 国内でこれから本格化する、廃止措置作業や放射性廃棄物の処理処分技術にも精通した技術者の育成、人材確保に努めること。

### 現状と課題

- 玄海3号機、4号機が再稼動して2年が経過したが、原子力発電所については「安全の追求に終わりはない」との認識のもと、更なる安全性向上に向けた不断の取組が必要である。
- 乾式貯蔵施設に係る国の審査状況を注視しているところであるが、何よりも安全を大切にされた対応が必要である。
- 玄海1、2号機の廃止措置が進められ、これからも長期にわたり、安全に管理していく必要がある。

原子力発電所の安全性向上

## 離島における家庭ごみ等の収集搬送に要する費用への財政的支援について

### 提案事項

総務省・環境省

- (1) 離島における家庭ごみ等の島外搬送費について、補助制度の創設その他の財政措置を拡充すること。
- (2) 自治体による家庭ごみ等の搬送のための運搬船の建造費、維持費及び運航経費といった離島貨物輸送整備等に要する費用について、補助制度の創設その他の財政措置を拡充すること。

### 現状と課題

- 多くの離島では、家庭ごみやし尿等については、運搬船でパッカー車やバキューム車を離島に運び、収集し、本土の処理施設で処理しており、高額の海上運搬費は自治体の大きな負担となっている。
  - さらに、高齢化による船員不足等を理由に自治体内の海運業者の運搬船が廃止され、自治体外の業者の運搬船の利用に伴い、自治体に更なる負担が発生している。
  - パッカー車等の運搬を担っている運搬船が運航廃止すれば、自治体が自ら運搬船を建造及び維持することになり、自治体にとって非常に大きな財政負担となる。
- 
- 豊かで活力ある離島社会の実現
  - 離島における家庭ごみやし尿などの安定した適正処理が可能

---

# 健康福祉部

*SAGA Prefectural Government*

# 難病患者の医療費助成開始日の見直し及び申請手続きの簡素化並びに小児慢性特定疾病の患者への成人後の支援について

厚生労働省

## 提案事項

- (1) 難病患者の負担を軽減するため、医療費助成開始日の見直し（申請日 診断日）及び申請手続きの簡素化について制度改正を検討すること。
- (2) 指定難病への包含が難しく、20歳以降も治療等が継続する小児慢性特定疾病の方々の負担を軽減するため、難病対策との連携を図り、切れ目のない医療費助成等の新たな支援制度を講じること。

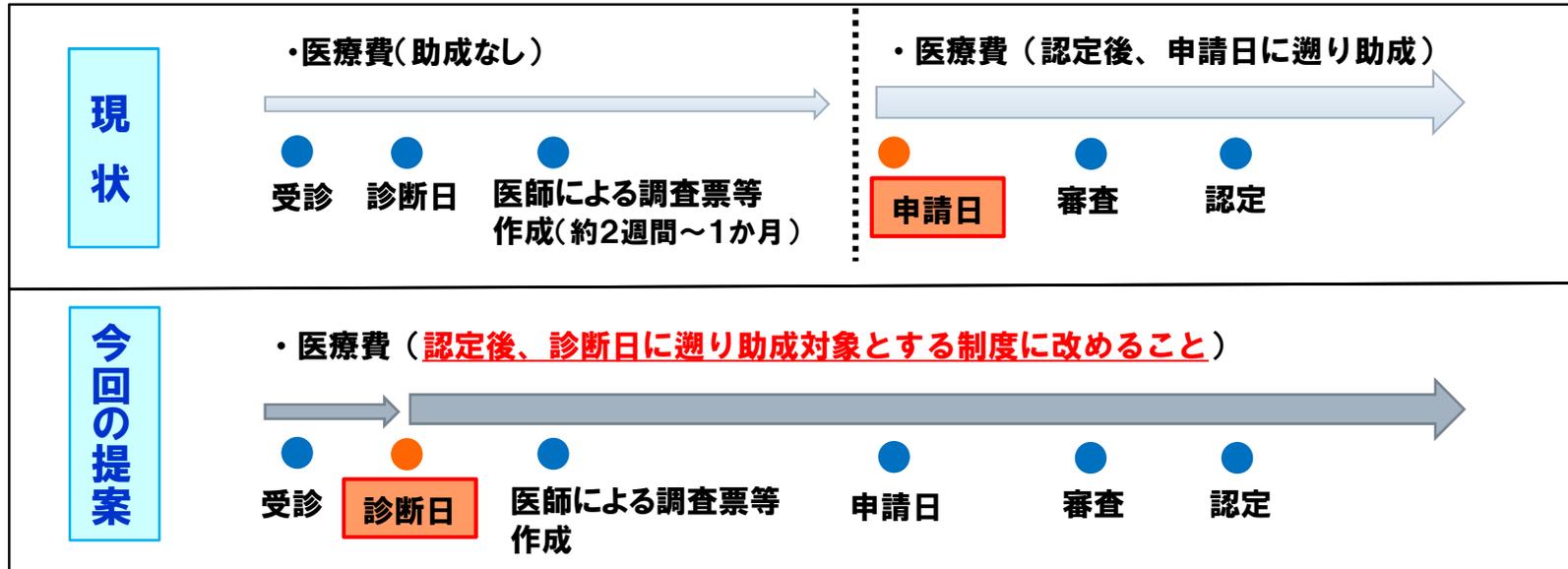
## 現状と課題

- 現在、新規申請日以降の医療費が助成の対象となっているが、医師による調査票等の作成に時間を要し、診断日と申請日に大きな開きがある。そのため、診断日から申請日までの医療費について、患者の負担が大きくなっている。  
また、以前に医療費助成を受けていた軽症難病患者が再度重症化した場合、改めて新規で申請を行う必要がある。
- 小児慢性特定疾病の患者は、20歳以降も引き続き治療等を必要とするが、その約半数が指定難病など他制度に移行できないため、医療費等の負担が急激に増える。

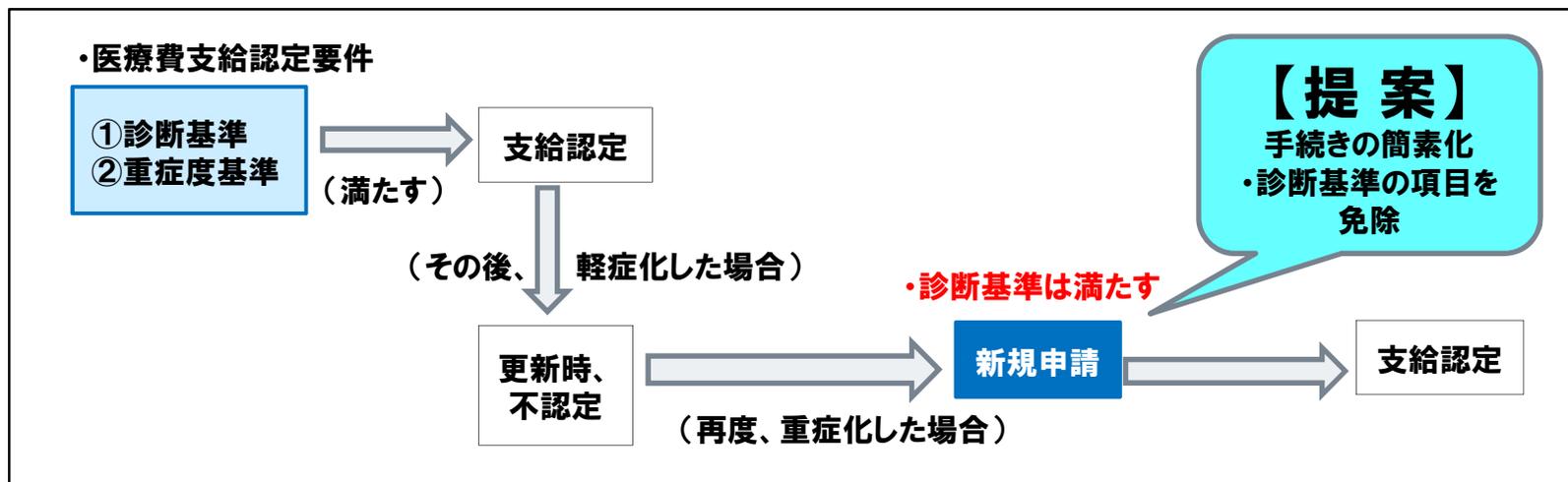
難病患者等が適切な支援を受けることで、地域で安心して暮らしていける。

# 難病対策(医療費助成、手続き)について

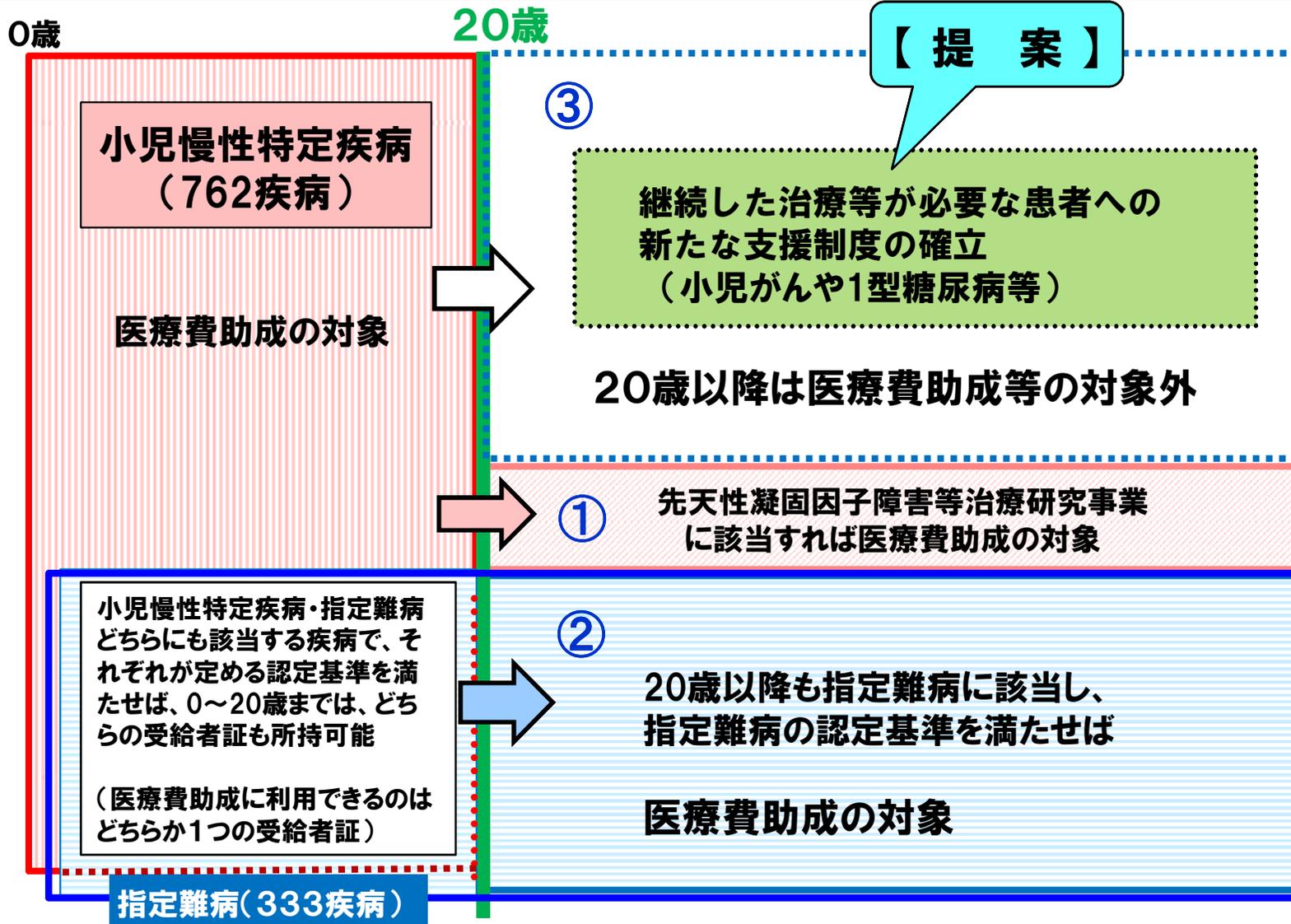
## ○ 医療費助成について



## ○ 申請手続きについて



# 小児慢性特定疾病と指定難病等の関係



(佐賀県)小児慢性特定疾病医療受給者の20歳以降の状況: R元年度 ① 1人、② 22人、③ 28人

# 小児慢性特定疾病医療受給者の20歳以降の状況

## 支援を求める患者及び保護者等の声

- ・医療費負担をなんとかしてほしい(医療費を助成してほしい)。
- ・医療費の負担が大きいため、受診回数を減らしたり、高額な最新の医療機器、薬品を使わない(医療の質を下げる)など、医療費を抑えている患者もいる。
- ・20歳は学生であったり、就労しても収入が少ないため、定期受診をしなくなる可能性がある。

〔 糖尿病は、本来毎月受診してインスリン濃度を管理する必要があるが、医療費削減のため、受診を複数月毎にしてしまうことで、合併症などの発症リスクが高まることが懸念される。 〕

## 参考:(佐賀県)平成29年度の糖尿病治療にかかる年平均自己負担額など

|       | 小慢助成制度<br>(最高1万円の自己負担上限月額) | 20歳以降<br>(3割負担で計算) | 原因及び治療   |
|-------|----------------------------|--------------------|--|
| 1型糖尿病 | 約45,000円                   | 約243,000円          | ・膵臓のβ細胞が破壊され、インスリンが生成されない。<br>・治療はインスリン注射                        |
| 2型糖尿病 | 約21,000円                   | 約75,000円           | ・生活習慣や遺伝的な影響により、インスリンが出にくくなる。<br>・治療は、食事療法、運動療法、必要に応じ内服薬、インスリン注射 |

# 地域生活支援事業への十分な財政措置について

厚生労働省

## 提案事項

県や市町が実施する地域生活支援事業を計画的に実施できるよう、必要な財源の確保を図ること。

## 現状と課題

地域生活支援事業（促進事業含む）の当県への国庫補助額は、本来の50%以内を大きく下回り、市町事業で32.7%、県事業で38.9%にとどまっており、県や市町の財政負担が増えている。



財源が確保されることで、県や市町が地域生活支援事業の他のメニューに取り組みやすくなり、障害者施策の一層の充実が図られる。

# 「動く重症心身障害者」に対する療養介護の適用について

厚生労働省

## 提案事項

療養介護の利用対象者の要件を緩和し、「動く重症心身障害者」（重度の肢体不自由はないが、重度の知的障害で行動障害を有する者）について療養介護が受けられるようにすること。

## 現状と課題

- 動く重症心身障害者は、18歳未満であれば、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設（指定医療機関）への入所が可能であるが、18歳以上の者は、障害者総合支援法に基づく療養介護の対象者でなく、療養介護サービスが受けられない。
- 当県に所在する国立病院機構肥前精神医療センターでは、障害児入所支援と療養介護を同一の施設において一体的に提供している。
- 当県においては、現在、当面の措置として18歳以上の者の利用を認めているが、恒久的な取扱いではないため、将来にわたってこの取扱いが継続されるか不安がある。

- 動く重症心身障害者に対する適切な福祉サービスの提供
- 動く重症心身障害児・者に対する一環した支援体制の確保

# 国民健康保険料（税）水準の県内統一に向けた国の支援について

厚生労働省

## 提案事項

- (1) 保険者努力支援制度（都道府県分）においては、医療費適正化の取組のみならず、国民健康保険料（税）率の一本化など、国保制度の安定化に資する取組を評価する指標を新設すること。
- (2) 新国保制度移行のため、国の方針に従い実施した過去の累積赤字解消に伴う一般会計からの法定外繰入については、決算補填目的の一般会計繰入とした対象から除外すること。

## 現状と課題

- 本県においては、平成30年度（2018年度）に県と市町首長レベルの連携会議を開催し、令和9年度（2027年度）に保険税率を一本化するという仮目標に合意している。また、課長及び担当者レベルにおいても、一本化に向けた個別具体的な議論を行う等、全国的に見ても先進的な取組を行っている。
- 国保特別会計において、制度改正後の単年度収支均衡を維持していくためには、膨れ上がった過去の赤字を一旦解消する必要があるという首長合意の基、赤字を抱える全市町が一般会計からの繰入や基金、県貸付金を利用して県単位化までに赤字を解消した。（県貸付金は1年据え置き5年間で償還予定）
- 国民健康保険料（税）水準の県内統一が進むことで、相互扶助によって国民健康保険制度の安定的な運営が可能となる。

# 保険者努力支援制度における佐賀県の状況

## 【基礎データ：全国における本県の順位】

| 項目                         | 平成30年度          | 令和元年度           | 令和2年度<br>(速報値)  | 備考  |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|
| ① 都道府県別市町村平均<br>獲得点        | 2位              | 1位              | 2位              | 令和2年度<br>獲得点数:661点/995点<br>交付額:386,718千円      |
| ② 都道府県別獲得点                 | 10位             | 14位             | 29位             | 令和2年度<br>獲得点数:160点/310点<br>交付額:327,973千円      |
| ③ 一人当たり交付額<br>【市町村分+都道府県分】 | 10位<br>(3,598円) | 19位<br>(3,748円) | 21位<br>(4,029円) | 一人当たり交付額の全国平均<br>令和元年度:3,470円<br>令和2年度:3,618円 |

## 本県の特徴

- ②の都道府県別獲得点において、全国順位が伸び悩んでいる要因の1つとして、都道府県の評価指標のうち「医療費適正化のアウトカム指標」で80点満点中7点であることが挙げられる。
- 医療費の抑制は、中長期的な取組が必要であるため、今後も重症化予防の取組等、医療費適正化事業を継続的に推進していく。

# 国民健康保険料（税）水準の県内統一について

## 【県と市町による合意事項：佐賀県の保険税率の一本化の方向性】

- 将来的な保険税率一本化に向け、県と市町との議論を深めていくために、仮目標として、一本化までの期限を令和9(2027)年度(9年後)とする。
- 医療費指数反映係数「 $\alpha$ 」は、令和3(2021)年度に0.7とすることを目指す。
- 令和2(2020)年度中に保険税率の一本化の最終形(医療費水準による調整、保健税収納率による調整、事務の標準化・効率化等)を決定する。

<参考：各都道府県の保険料水準の統一の状況>

| 平成30(2018)年度～   | 令和6(2024)年度までを目標に検討                 | 令和9(2027)年度まで |
|-----------------|-------------------------------------|---------------|
| 大阪府<br>(例外措置あり) | 福島県、奈良県、沖縄県<br>北海道(納付金ベース)、広島県(準統一) | 和歌山県<br>佐賀県   |

## 【新設評価指標（案）】

### ○国民健康保険料（税）水準の県内統一の推進

| 達成基準  | 加点 |
|---|----|
| ① 将来的な保険料（税）水準の統一に向けて、都道府県と市町村が会議等を実施しているか。   | 4点 |
| ② 保険料（税）水準統一化の定義を行い、目標年度を定め、都道府県と市町村で合意しているか。 | 3点 |
| ③ 保険料（税）水準の統一を行っているか。                         | 3点 |

## 佐賀県の市町国保の赤字状況について

| 年 度        | H24年度      | H25年度      | H26年度      | H27年度      | H28年度      | H29年度～ |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| 累積赤字<br>総額 | ▲ 4,864百万円 | ▲ 4,982百万円 | ▲ 6,426百万円 | ▲ 6,711百万円 | ▲ 4,559百万円 | 0円     |
| 保険者数       | 9保険者       | 11保険者      | 13保険者      | 13保険者      | 13保険者      | 0保険者   |

- 「佐賀県市町国民健康保険広域化等支援方針Ver. 3」（首長合意）において、平成29年度末までの赤字解消を目標としており、各市町が計画的な解消に努めた。
- 市町の赤字解消に当たり、県の国民健康保険広域化等支援基金から財政不足見込額の1/2を上限額として貸付を行った。  
（基金の不足分は県単独で積み増しを行い、総額2,636,875千円を7市町に貸付）
- 県貸付金は、1年据え置き5年償還としているため、平成29年度に貸付を受けた市町は、令和元年度から5年間、一般会計からの法定外繰入が発生する。

---

# 男女参画・こども局

*SAGA Prefectural Government*

# 企業主導型保育事業における学童の受入れについて

内閣府

## 提案事項

- 企業主導型保育事業において、当該施設を設置する一般事業主又は当該施設と協定を締結している一般事業主が雇用する労働者の監護する学童及び地域枠で利用している者の監護する学童の保育を可能とすること。

## 現状と課題

- 企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第59条の2に基づく仕事・子育て両立支援事業として実施されているが、当事業の目的は、「乳児又は幼児の保育」であり、就学する児童(学童)は含まれていないため、助成金により整備した施設で学童を受け入れると、施設の目的外利用となる。
- 学童についても、夜間の保育ニーズが存在しているが、当県では、学童が夜間利用できる認可外保育施設は3施設しかなく、十分に対応できていない。
- 一方で、就学前の子どもの夜間保育を実施している企業主導型保育施設(県内に2施設)においては、上記の規制により、就学児童の夜間保育を実施できない。  
→夜間は、兄弟でも未就学児は企業主導型保育施設に、小学生は認可外保育施設に別々に預けるか、又は子どもたちだけで留守番をしている

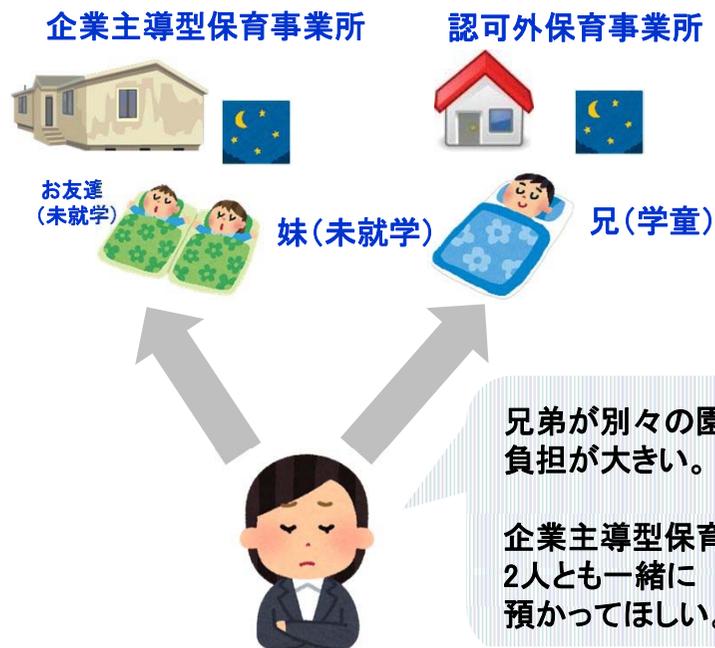
- **安全管理体制が確保された施設において学童も保育を受けることができ、労働者の仕事と子育ての両立に資する**

夜間だけでなく放課後についても同様。放課後の学童の受入れは、放課後児童クラブの待機解消にも資する  
今般の新型コロナウイルス感染症対策に係る小学校臨時休校では、放課後児童クラブの必要性を再認識！

# 企業主導型保育事業における学童の受入れについて

## 現状

夜間、小学生の兄は認可外保育事業所、未就学児の妹は企業主導型保育事業所に預けている



## 見直し後

夜間、兄も妹と一緒に企業主導型保育所に預けることができる  
⇒認可並みのサービスを兄弟で受けられる



**提 案** 企業主導型保育事業の目的（乳児又は幼児の保育）に、就学する児童を追加

# 子ども・子育て支援新制度における国庫補助金の在り方について

内閣府・文部科学省・厚生労働省

## 提案事項

- (1) 幼保連携型認定こども園の整備については、国において文部科学省及び厚生労働省の交付金の一本化を図り、市町村への直接補助とするよう、制度を改善すること。
- (2) 認定こども園が特別な支援を必要とする児童を受け入れる場合の補助については、施設の種別や設置者の違いによる補助スキームを見直し、国と地方の役割分担を踏まえつつ、統一的な補助制度とすること。

## 現状と課題

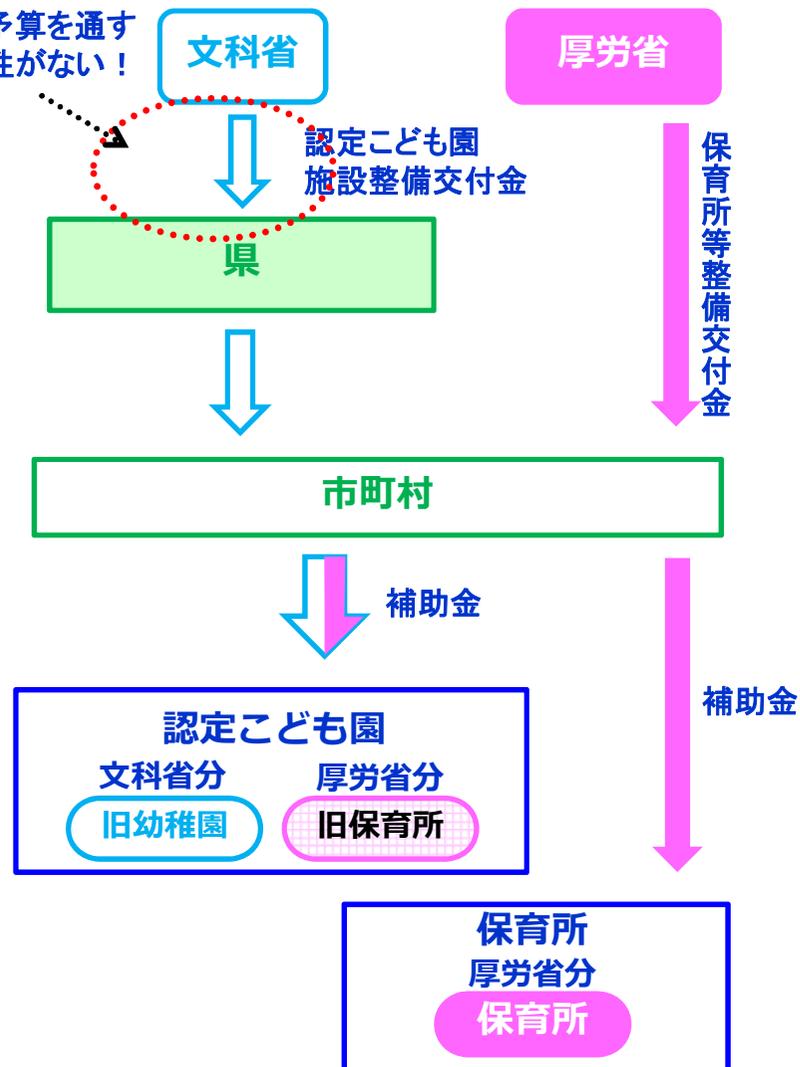
- 幼保連携型認定こども園については、運営に係る財政措置は施設型給付費として内閣府に一元化されたが、施設整備に係る支援は、文部科学省及び厚生労働省からのルートがあり、県の予算措置が必要なものもある。(事例1)
  - 認定こども園が特別な支援を必要とする児童を受け入れた場合の補助は、内閣府及び文部科学省の複数の省庁が行っており煩雑。(事例2)
  - 子ども・子育て支援新制度の実施主体は市町村であることを踏まえつつ、国庫補助制度の簡略化が必要。
- 
- 子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村の主体性の向上
  - 制度の簡略化による県及び市町村の事務手続の軽減

# (事例1) 幼保連携型認定こども園の施設整備

## <複雑な制度>

- 幼保連携型認定こども園1か所の整備に関し、**文部科学省**と**厚生労働省**がそれぞれ**交付金**で補助
- **文部科学省分**は**県予算計上が必要**だが、**厚生労働省分**は**不要**
- 実施主体である**市町村**は、**両省の補助金**を**施設面積等により按分計算**して**執行**
- **実績報告**もそれぞれに行う

県の予算を通す  
必要性がない!



## 提案

- 幼保連携型認定こども園の施設整備支援は、**国にて一本化**を。
- **県予算を経由することなく**、**市町村への直接交付**へ。

# (事例2) 認定こども園における特別支援教育・保育

## ＜複雑な制度＞

認定こども園で特別の支援が必要な子どもを受け入れる場合、施設の種別や設置者等の違いにより、補助のスキームが異なり、市町村及び施設の負担感が強い

提案

国と地方の役割分担を踏まえつつ、統一的な制度へ。

## 《補助スキーム》

☆：認定こども園特別支援教育・保育経費（内閣府）

○：私学助成（特別支援教育費）（文部科学省）

●：一般財源化前の障害児保育事業（現：市町村）

| 認定こども園 |             |         | 1号認定児 | 2号認定児 | 3号認定児 |
|--------|-------------|---------|-------|-------|-------|
| 幼保連携型  | 学校法人立       | 旧接続型    | ○     | ○     | ●     |
|        |             | 旧並列型    | ○     | ●     | ●     |
|        | 上記以外        |         | ☆     | ●     | ●     |
| 幼稚園型   | 幼稚園部分が学校法人立 | 単独型     | ○     | ○     | —     |
|        |             | 接続型     | ○     | ○     | ☆     |
|        |             | 並列型     | ○     | ☆     | ☆     |
|        | 上記以外        | 単独型     | ☆     | ☆     | —     |
|        |             | 接続型・並列型 | ☆     | ☆     | ☆     |
| 保育所型   |             |         | ☆     | ●     | ●     |

# 特別支援学校の生徒の放課後の居場所づくりについて

厚生労働省

## 提案事項

特別支援学校の生徒（中等部・高等部）で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童・生徒に対して、放課後の居場所をつくる制度を創設すること。

## 現状と課題

- 現行の放課後児童健全育成事業では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就業している児童に対して放課後の居場所が確保されているが、特別支援学校の中学部、高等部の生徒については対象外となっている。
- 今回のコロナウィルス感染症対策による公立小・中・高等学校の臨時休校により、改めて特別支援学校の対象生徒の居場所の必要性を再認識。
- なお、特別支援学校の児童・生徒について、佐賀県では、その学校が設置されている市町が特別支援学校放課後児童クラブの運営を行っており、県単独事業として平成13年より県1/2補助を行っている。

- 特別支援学校（中学部・高等部）の放課後生徒の健全な育成
- 保護者の負担軽減、就労機会の拡大

# 特別支援学校の生徒の放課後の居場所づくりについて

## 現状

特別支援学校の中学部・高等部の放課後生徒は放課後児童健全育成事業の対象外。

保護者が昼間に家にいるか、学校まで迎えに行く必要

## 放課後児童健全育成事業

<対象児童>

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就業している児童
- その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができる



## 見直し後

特別支援学校の中学部・高等部の放課後生徒まで拡充。

制度として創設されることにより、保護者の負担が軽減され、就労の機会も増える。

## 新設

<対象児童>

特別支援学校については中学部・高等部の放課後生徒まで拡充



## 提案

特別支援学校の生徒の放課後の居場所を確保する制度の創設

# 子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る新たな国の制度構築並びに国庫負担減額調整措置の廃止について

厚生労働省

## 提案事項

- (1) 地方公共団体が単独で実施している「子どもの医療費」、「ひとり親家庭等医療費」及び「重度心身障害者医療費」の各助成事業については、国において、それぞれ新たな医療費助成制度を構築すること。
- (2) 新たな制度が構築されるまでは、小学校就学後の現物給付化の大きな支障となっている国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を全廃すること。

## 現状と課題

- (1) これらの事業は地方単独事業であるため、都道府県や市町村の財政力等の違いにより、住民が受けるサービスに格差がある。
- (2) 平成30年度から未就学児までの上記医療費助成については、国保の減額調整を行わないこととされたが、小学校就学後については従来どおりであり、この減額調整措置は現物給付化の大きな支障となっている。

- 新たな国の制度創設により、居住地によるサービス水準の格差が解消
- 減額調整措置の廃止により現物給付化が進み、利用者の負担が軽減

# 子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る新たな国の制度構築並びに国庫負担減額調整措置の廃止について

## 新たな医療費助成制度の構築

- 「子どもの医療費」、「ひとり親家庭等医療費」及び「重度心身障害者医療費」の各助成事業は、地方単独事業であるため、居住する地方公共団体によりサービスに格差が存在している現状。

どこに住んでいても  
同じサービスを！



国保ペナルティの廃止  
により現物給付化の  
促進！

### 提案

- 子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成について、それぞれ新たな国の制度構築を。

### 提案

- 国庫負担減額調整措置（国保ペナルティ）の全廃を。

## 就学後の子ども医療費助成事業（佐賀県内 各市町事業）

■ 助成方法：現物給付方式

■ 保護者負担額と対象年齢

県内でも居住地により  
サービスに格差が存在。

|   | 保護者負担額   | 対象年齢（上限） |        | 市町数  |
|---|--|----------|--------|------|
|   |  | 入院       | 通院     |      |
| 1 | 【入院】 1,000円／一月・ 1 医療機関<br>【通院】 500円×2回／一月・ 1 医療機関                                  | 中学校卒業    | 中学校卒業  | 5    |
| 2 |  | 18歳年度末   | 中学校卒業  | 2    |
| 3 |  | 18歳年度末   | 18歳年度末 | 7    |
| 4 | 【入院】 1,000円／一月・ 1 医療機関<br>【通院】 500円×2回／一月・ 1 医療機関<br>【調剤】 500円×2回／一月・ 1 薬局         | 小学校卒業    | 小学校卒業  | 1    |
| 5 | 【入院】 1,000円／一月・ 1 医療機関<br>【通院】 500円×2回／一月・ 1 医療機関<br>【調剤】 500円×2回／一月・ 1 薬局（医療機関ごと） | 中学校卒業    | 中学校卒業  | 1    |
| 6 | 【入院、通院】 1,000円／一月・ 1 医療機関  | 中学校卒業    | 中学校卒業  | 3    |
| 7 | 【入院、通院】 無料   | 18歳年度末   | 18歳年度末 | 1    |
|   |  |          |        | 計 20 |

■ 国庫負担減額調整措置の額（県全体額）

令和元年度（平成30年度診療分） 21,534千円

# 佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業

## ■ 助成方法：償還払い方式

## ■ 制度概要

|               |  |
|---------------|--|
| <b>目 的</b>    | ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療費負担を軽減  |
| <b>対 象 者</b>  | 母子家庭、父子家庭、父母のいない児童<br>※児童は18歳に達した日の属する年度末まで<br>母子家庭の母、父子家庭の父は20歳未満の児童を養育している者<br>※児童扶養手当と同等の所得制限あり |
| <b>対象内容</b>   | 入院及び通院医療費  |
| <b>自己負担</b>   | 一月につき500円  |
| <b>負 担</b>    | 市町1/2、県1/2   |
| <b>市町への補助</b> | 医療費の一部負担金部分  |

## ■ 今後の給付方式についての市町の考え（R元年11月現在）

県内20市町が現物給付方式に変えることに概ね同意。

## ■ 現物給付した場合の国庫負担減額調整措置の試算額（県全体額）

令和元年度実績ベース（医療費10%増を想定） 約15,000千円

# 佐賀県重度心身障害者医療費助成事業

## ■ 助成方法：償還払い方式

## ■ 制度概要

|               |  |
|---------------|--|
| <b>目 的</b>    | 重度心身障害者の福祉の向上を図るため、重度心身障害者に係る医療費負担を軽減  |
| <b>対 象 者</b>  | ①身体障害者手帳1級及び2級の者<br>②児童相談所等の判定した知能指数（IQ）が35以下の者<br>③身体障害者手帳3級所持、かつ判定知能指数50以下の者 |
| <b>対象内容</b>   | 入院及び通院医療費  |
| <b>自己負担</b>   | 一月につき500円  |
| <b>負 担</b>    | 市町1/2、県1/2   |
| <b>市町への補助</b> | 医療費の一部負担金部分  |

## ■ 今後の給付方式についての市町の考え（R2年1月現在）

| 財政負担が増えても現物給付 | 財政負担が増えない現物給付 | 自動償還     | 現行どおり    |
|---------------|---------------|----------|----------|
| 4(H30:5)      | 12(H30:12)    | 3(H30:1) | 1(H30:2) |

## ■ 現物給付した場合の国庫負担減額調整措置の試算額（県全体額）

令和元年度実績ベース（医療費10%増を想定） 約280,000千円

# 子どもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援について

厚生労働省

## 提案事項

- (1) 児童扶養手当のうち、次の事項について見直しを行うこと。
  - ・ 全部支給に係る所得制限額の引上げを行うこと。
  - ・ 多子加算額に係る支給額の逡減措置を撤廃すること。
- (2) 高等職業訓練促進給付金の支給期間を修学期間までに延長すること。

## 現状と課題

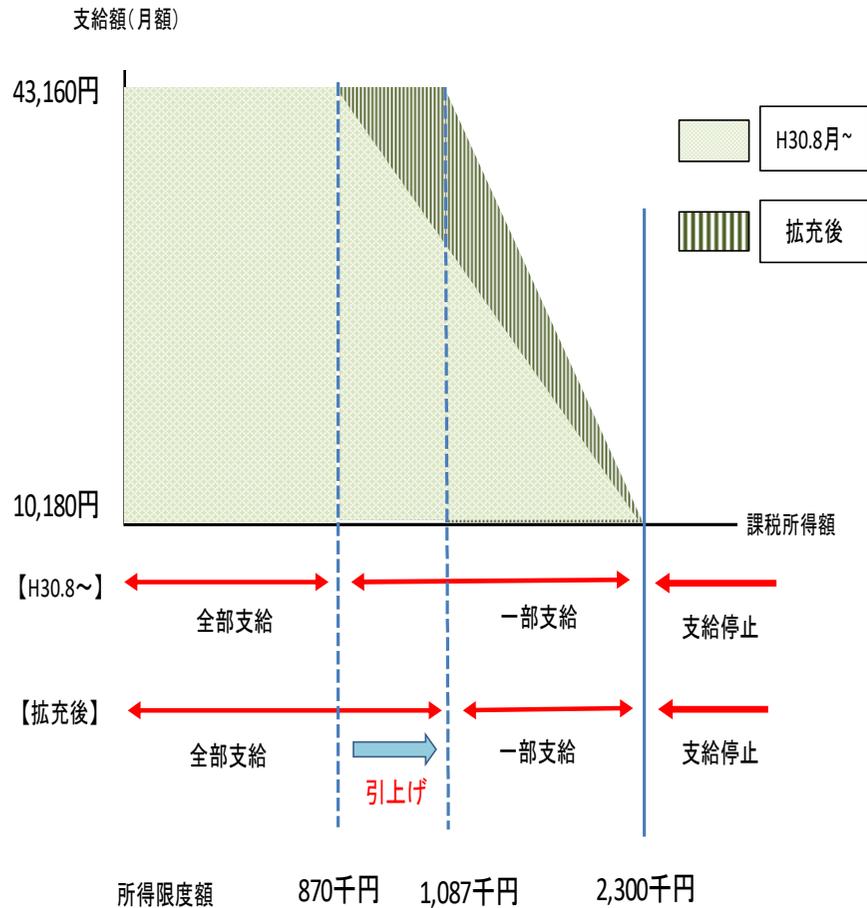
- ひとり親家庭における子どもの貧困率は、特に母子家庭の母の平均就労収入の低さが影響しており、ひとり親家庭の親等の経済的安定が重要。
- 高等職業訓練促進給付金の給付期間は、最長4年間のため、この期間を超える修学期間についての経費の確保が必要。

- 
- 子どもの貧困対策で最も重要な「貧困の連鎖を断ち切る」社会の実現

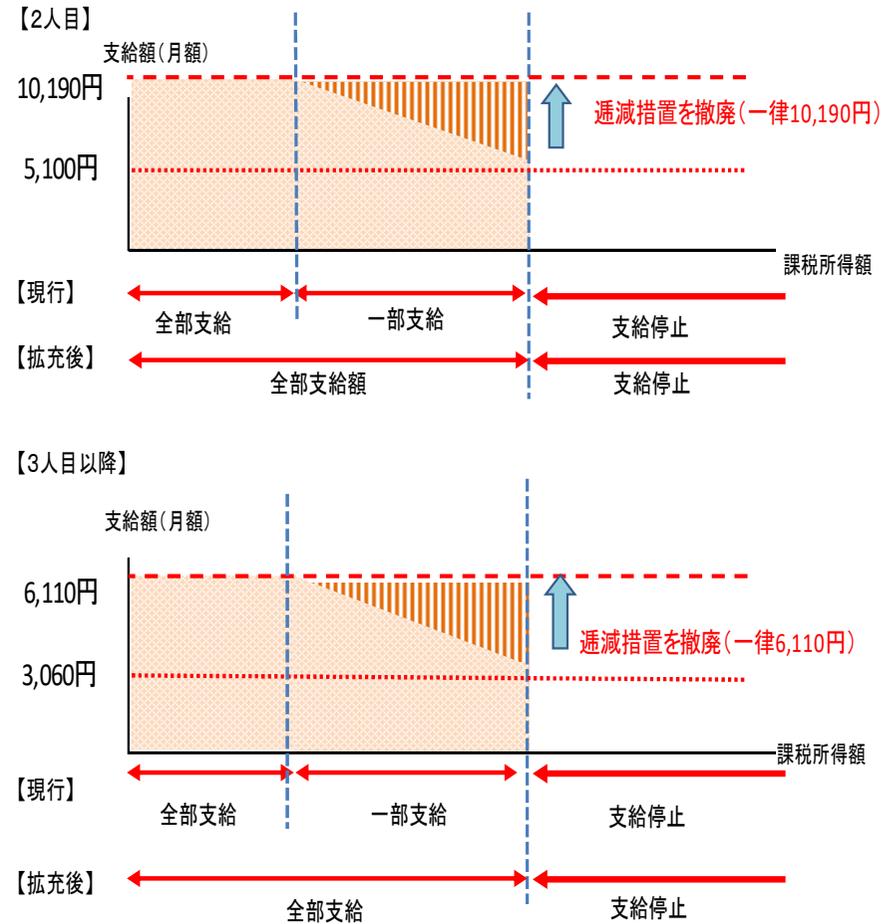
# 子どもの貧困対策としてのひとり親家庭の支援

## (1) 児童扶養手当の見直し

児童扶養手当の現状及び拡充のイメージ図(子1人扶養の場合)



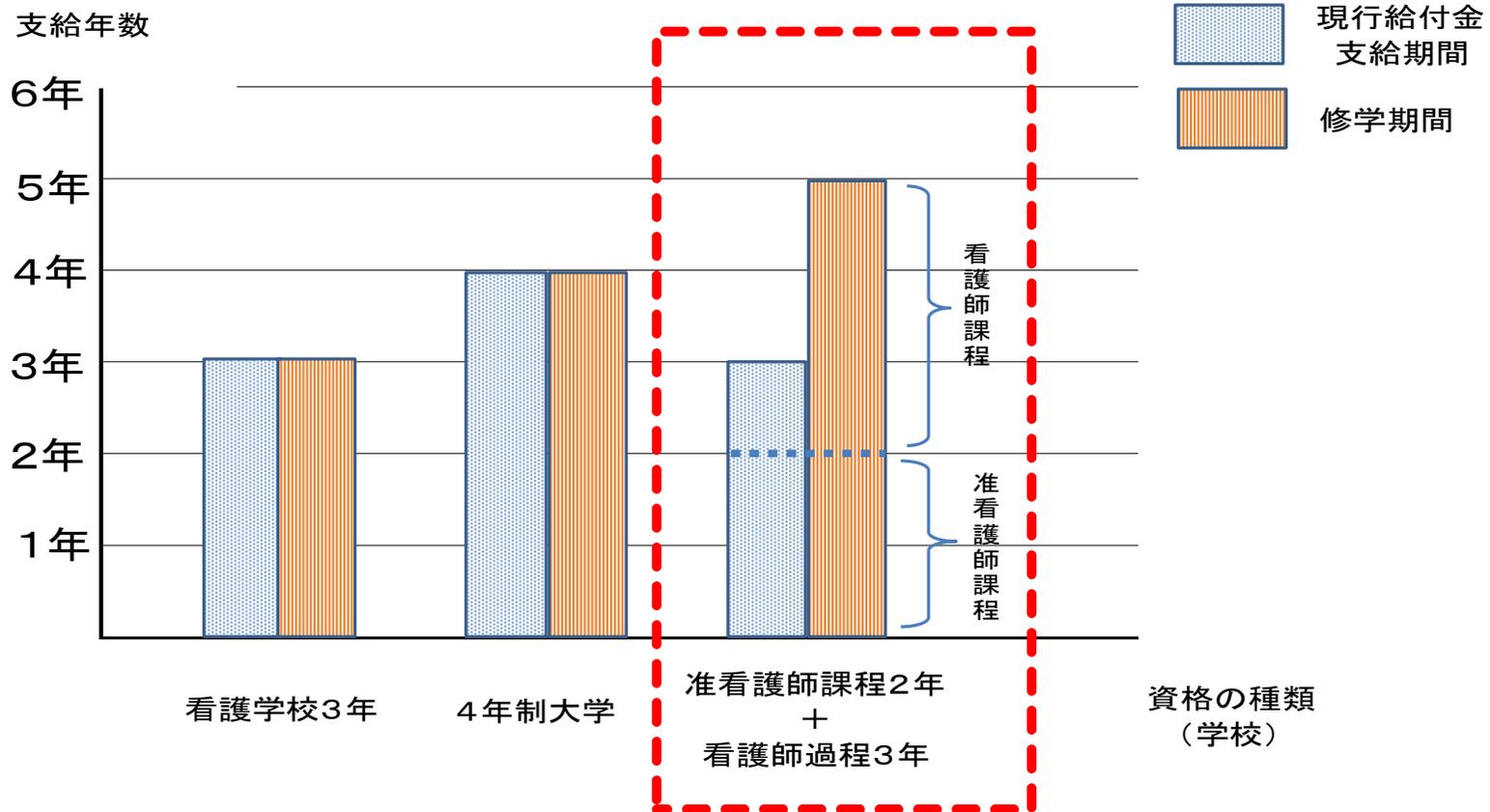
多子加算額に係る支給額の逦減措置を撤廃



# 子どもの貧困対策としてのひとり親家庭の支援

## (2) 高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長

高等職業訓練促進給付金支給期間と学校の修学期間  
【看護師の場合】



# 児童心理治療施設の安定的運営について

厚生労働省

## 提案事項

児童心理治療施設の安定的運営のため、以下の事項に配慮すること。

- ・ 開設当初から当分の間（5年間程度）は暫定定員を設定しないこと。
- ・ 暫定定員の算定基準を緩和すること。

## 現状と課題

- 平成30年4月に児童心理治療施設が開設された。
  - 職員のスキルが向上し、十分な対応ができるようになるまでの間は、年を追って徐々に入所人数を増やしていくという段階的措置が必要であるが、現在は開設後3年目から暫定定員が設定されるため、近年開設している他県の施設においても3年目からの施設運営に苦慮されている。
  - 学年末の3月に施設を退所する児童が多く、毎年4月から徐々に入所人員を増やしていくという施設の特長性があるため、現行の「定員の9割を下回る」という算定基準により暫定定員が設定された場合、運営への影響が大きく、専門的職員の継続雇用が困難となる。
- ▼
- 施設の安定的な運営が確保されるとともに、専門性の高い職員が育成・確保され、子どもの治療効果が上がる。

# 佐賀県の児童心理治療施設の運営費試算

定員

○ 入所30名、通所10名

運営

○ 民設・民営（公募）

開設

○ 平成30年4月

学校

○ 県立特別支援学校分校

## 【開設3年目以降の年間事務費（試算）】

- ・ 入所児童数が定員の9割を下回ると、開設後3年目から暫定定員が設定され、措置費が減少する。
- ・ 措置費（事務費）が減少すると、施設職員の雇用維持が困難となる。

（前提条件）

児童の平均入所期間を2年で想定

| 年            | 入所（人） |      | 暫定（人） | 必要事務費総額(A)   | 措置費(事務費)総額(B)  | 事務費不足分(A) - (B) |
|--------------|-------|------|-------|--|--|-----------------|
|              |       | うち新規 |       |  |  |                 |
| H30<br>(1年目) | 9     | (9)  |       | 129,650,400円<br>(360,140円×30人×12月)                     | 129,650,400円<br>(360,140円×30人×12月)                     | 0円              |
| R元<br>(2年目)  | 16    | (7)  |       | 130,901,400円<br>(363,420円×30人×6月)<br>(363,810円×30人×6月) | 130,901,400円<br>(363,420円×30人×6月)<br>(363,810円×30人×6月) | 0円              |
| R2<br>(3年目)  | 22    | (15) | 14    | 130,971,600円<br>(363,810円×30人×12月)                     | 75,342,960円<br>(448,470円×14人×12月)                      | 55,628,640円     |
| R3<br>(4年目)  | 27    | (12) | 21    | 130,971,600円<br>(363,810円×30人×12月)                     | 102,347,280円<br>(406,140円×21人×12月)                     | 28,624,320円     |
| R4<br>(5年目)  | 30    | (18) | 29    | 130,971,600円<br>(363,810円×30人×12月)                     | 126,605,880円<br>(363,810円×29人×12月)                     | 4,365,720円      |
| R5<br>(6年目)  | 30    | (12) | -     | 130,971,600円<br>(363,810円×30人×12月)                     | 130,971,600円<br>(363,810円×30人×12月)                     | 0円              |

入所(人)は各年度末人員であり、H30及びR元は実績

試算は入所のみであり、通所に係る事務費は計上していない

# 児童養護施設等における養育環境の確保について

厚生労働省

## 提案事項

児童養護施設等が「新しい社会的養育ビジョン」で求められる養育体制等を確実に確保することができるよう、適切な養育環境に応じた措置費制度とし、人材確保に向け、全産業の労働者と比較して低い児童養護施設等職員の給与を更に改善すること。

## 現状と課題

- 「新しい社会的養育ビジョン」では、出来る限り良好な家庭的環境で子どもが養育されることができるよう、児童養護施設等における小規模化かつ地域分散化の推進を図ることとされており、また、そのような中で子どものケアニーズに応じた適切な個別的ケアを提供するためには、職員配置の充実は不可欠。
- また、子どものケアニーズに応じた適切な個別的ケアを提供するためには、様々な養育経験の蓄積が重要であり、人材確保のためには業務内容や業務の困難さを正しく評価した更なる処遇改善が不可欠。

「新しい社会的養育ビジョン」で求められる養育環境が確保できる

# 児童養護施設等における養育環境の確保について

## 全産業の労働者と児童指導員との給与差の縮小が必要

(単位：千円)

|   | 決まって支給する<br>給与月額 (A) | 賞与 (B)         | 年収<br>(A) × 12 + (B) |
|---|----------------------|----------------|----------------------|
| <b>全国 (全産業)</b><br><b>【40歳～44歳】</b><br><b>企業規模10人以上</b><br>厚労省R元賃金構造基本統計<br>調査より  | <b>363.9</b>         | <b>1,073.2</b> | <b>5,440.0</b>       |
| <b>全国 (福祉施設介護<br/>員) 【42.6歳】</b><br><b>企業規模10人以上</b><br>厚労省R元賃金構造基本統計<br>調査より<br>※児童指導員のデータがない<br>ため、職種として近い福祉施<br>設介護員のデータを用いた | <b>244.5</b>         | <b>531.7</b>   | <b>3,465.7</b>       |

R元年調査にて全産業の給与とを比較すると、月額で 11万9千円、  
年収で 197万4千円 の差があり、依然として低い状況

### 提 案

児童養護施設等職員給与の更なる改善のための措置費の制度を  
導入すること

---

# 産業労働部

*SAGA Prefectural Government*

# 農水産物等の輸出促進について

農林水産省

## 提案事項

- (1) 輸出先国に対して輸入許可品目の拡大及び輸入規制の緩和等を働きかけること。
- (2) 佐賀県の主要な果実である温州みかん・いちご・なし等の需要が高い台湾への円滑な輸出に向け、引き続き台湾における残留農薬基準値の変更を求めること

## 現状と課題

- ・ 少子・高齢化や人口の減少による国内需要の縮小
- ・ アジア諸国における経済発展に伴う富裕層の増加
- ・ 輸出入自由化の進展（経済連携協定の発効）



- ・ 中国では輸入許可品目が厳しく制限されており、佐賀県の主要な農産物である果実や野菜が輸出できない状況
- ・ 台湾では、自国で使用していない農薬について、残留農薬基準値が設定されていないため、日本の残留農薬基準の守って生産された農産物であっても、輸出できない状況

- 輸出先国の輸入許可品目の拡大や輸入規制の緩和
- 台湾の残留農薬基準値の変更



# 原子力政策の取組について

経済産業省

## 提案事項

- (1) 廃炉によって生じる放射性廃棄物の処理及び処分について、国が責任を持って具体的に推進すること。
- (2) 原子力発電所立地地域の実情に即した地域振興が図られるよう国が責任を持って取り組むこと。

## 現状と課題

- 本年3月18日に原子力規制委員会において、玄海原子力発電所1号機及び2号機の廃止措置計画の認可処分が行われているが、廃炉によって排出される放射性廃棄物の処理や処分について詳細が決まっていない。
  - 廃止措置完了までを見据えた振興対策を図る必要がある。
- 
- 原発立地地域の憂慮が軽減され、原子力政策の推進に寄与する。

# 原発立地地域のエネルギー構造高度化等への支援について

経済産業省

## 提案事項

- 原発立地地域の実情に合わせたエネルギー構造の高度化や転換ができるよう、「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」を十分に確保すること。

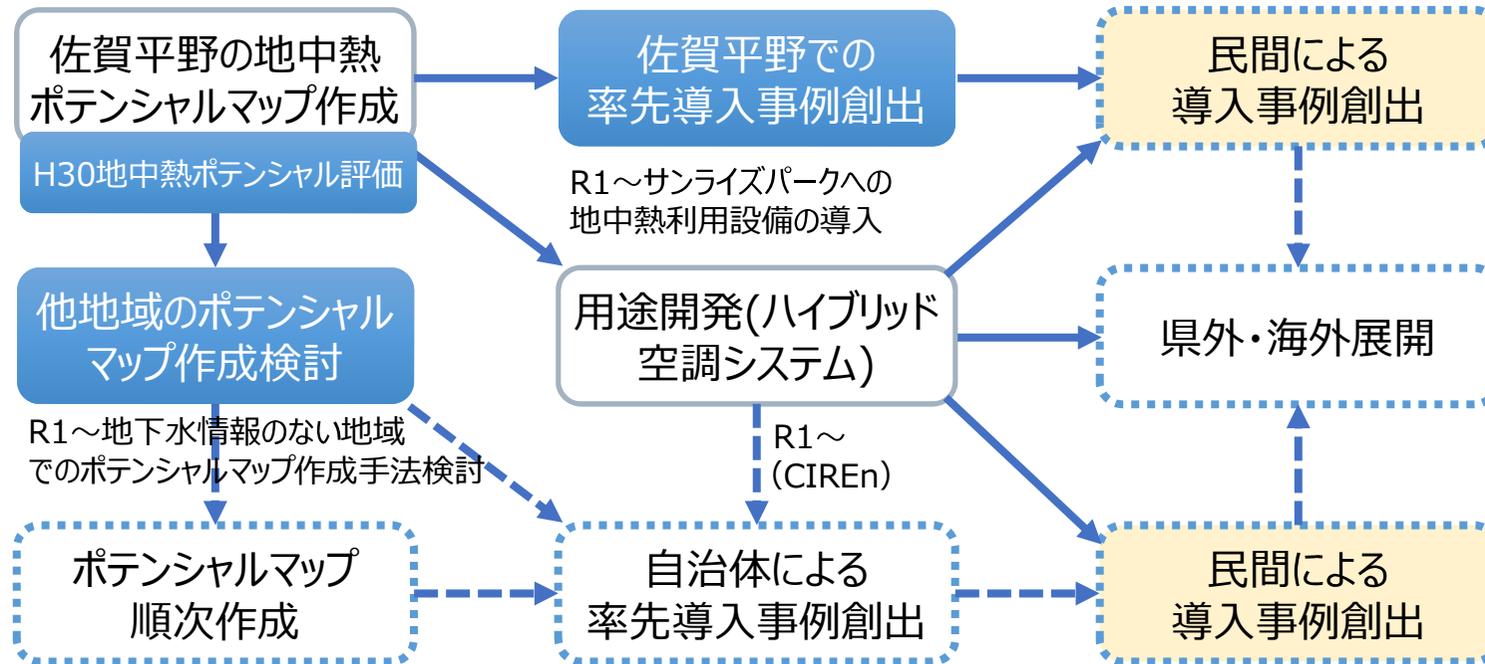
## 現状と課題

- 玄海原子力発電所には、全4機の原子力発電設備があり、温室効果ガスを排出しない電力を安定的に供給しつつ、立地地域の経済を支えてきた。
- しかしながら、1号機及び2号機については既に廃炉が決定されており、今後は廃炉に対応したエネルギー構造、産業構造へと転換させるための取組が必要。
- こうした課題を解決するため、「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」が実施されているが、原発立地地域のニーズに対して予算規模が小さい。
- 本県では、地中熱等の未利用熱分野に着目し、体育館や園芸農業用施設等での利用を想定した技術開発等を進めることとしており、財源としてこの補助金に期待している。

- 原発立地地域が必要とする事業を計画的に実施することが可能となり、当該地域のエネルギー構造、産業構造の高度化や転換が促進できる。

# 原発立地地域のエネルギー構造高度化等への支援について

「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」を活用して実施している県事業の例



# 再生可能エネルギー導入拡大について

経済産業省

## 提案事項

- 再生可能エネルギーの導入を更に拡大させることで、原子力発電への依存度の低減と温室効果ガスの排出削減を両立させるため、以下に取り組むこと。
  - (1) 太陽光などの出力が不安定な再生可能エネルギーを貯蔵し、調整するための設備や技術が積極的に導入されるよう、電力制度や関連する法制度の見直しと導入費補助等のインセンティブの付与。
  - (2) 地中熱などの再生可能エネルギーを電力以外に利用するための技術開発及び開発した技術に対する導入費補助等のインセンティブの付与。

## 現状と課題

- 原子力発電への依存度低減に繋がる発電量の導入が可能な再生可能エネルギー資源は、本県では太陽光及び風力のみであるが、固定価格買取制度に基づいて、九州全体で太陽光発電に偏重して導入が進んだことで、本制度における接続可能量を超過し、更なる導入が難しくなりつつある。
- この状況を改善するためには、余剰電力を貯蔵して調整する仕組の導入が必要であるが、電力制度改革で発送電が分離されたことにより、事業者の負担による導入が難しくなっている。
- また、地中熱などを空調に利用するなど、再生可能エネルギーを電力以外の用途に活用していく必要があるが、現時点では導入コストが高いことから、技術開発や利用者の負担を軽減させる取組が必要である。

○ 原子力発電への依存度低減に寄与

○ SDGs目標7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）の達成に寄与

# 太陽光発電設備の適切な廃棄について

経済産業省

## 提案事項

- 現在、国会に提出されている「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靱化法）案」の成立に努め、固定価格買取制度において事業認定された発電設備が、発電事業等の終了後に確実に撤去されるよう必要な措置を講じること。

## 現状と課題

- 固定価格買取制度に基づいて太陽光発電事業の開発が急速に進んでいるが、外国人が特定目的会社を設立して事業開発している場合など、買取期間終了後に事業会社が精算され、設置された太陽光発電設備等が放置される懸念がある。
- この懸念を解消するためには、解体等に要する費用の買取期間中の積み立てを義務化するなどの措置を早期に講じる必要がある。

地域社会と共生した太陽光発電の導入が推進される。

# LNG基地第三者利用の早期実現について

経済産業省

## 提案事項

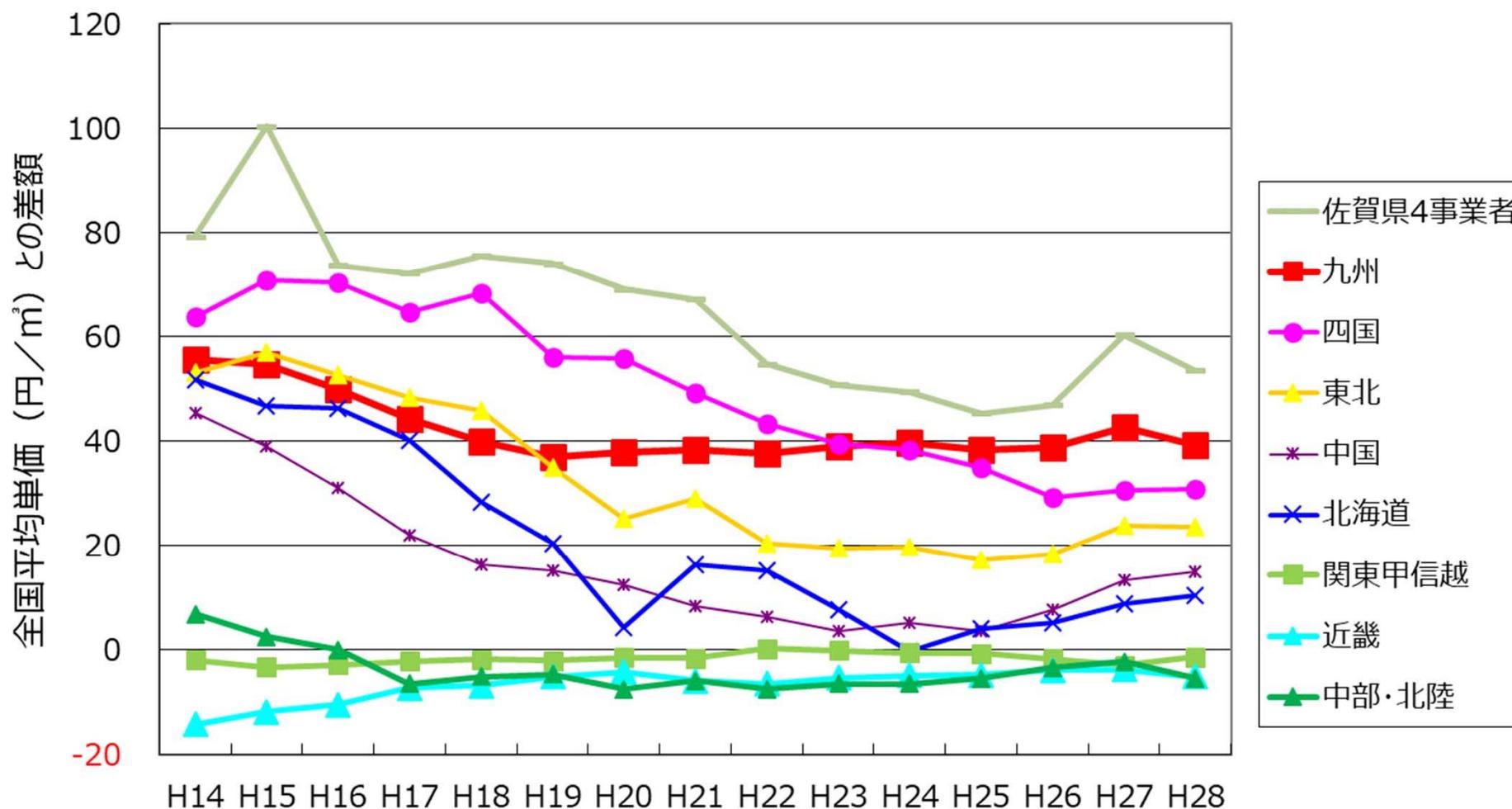
- 天然ガスを主原料とする都市ガス価格の地域間格差を是正するため、LNG基地についてタンクローリー車による供給に係る第三者利用を早期に実現するとともに、第三者利用の申し込みがあったLNG基地については、一定量まで申し込みに応じることを義務化するなど、第三者利用の実効性を高めること。

## 現状と課題

- ESG投資が世界的に広がりを見せるなか、産業用エネルギーについては、脱炭素化を実現するまでの主力エネルギー源としてクリーンな天然ガス利用を戦略的に促進することが求められる。
- しかしながら九州では、平成25年以降、都市ガスの価格が全国で最も高い水準にあるものの、LNG基地に地域的な偏りがあるとともにパイプラインの敷設地域が限定されているため、タンクローリー車による供給についてLNG基地の第三者利用が認められなければ、現実に自由化の恩恵が受けられない。

- 天然ガス供給の多様化による供給価格の低減
- 国が進める「産業分野における天然ガスシフト」の早期実現
- SDGs目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現

# 都市ガス価格の地域格差について（佐賀県試算）



※ ガス事業便覧より、旧一般ガス事業者（2017年4月改正前のガス事業法に基づき一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営む者）の事業者別ガス販売量（卸供給分を含まないMJ単位）と売上高（卸供給分を含む）から、単位体積当たりの熱量を45MJとして試算。

## LNG輸入基地第三者利用の早期実現を提案する必要性

- 都市ガスがユーザーに届くまでのコスト要因は5種（下表参照）。
- このうち、コスト②～④が参入障壁で、特に②の影響が最大（基地の所有者しか輸入できない）。
- 国もこの課題を認識し、基地の第三者利用を制度化したものの、現状では機能していない。
- 加えて、コスト②～④は固定費率が高く、コストの大幅低減は、短期的には難しい。
- 輸入基地の第三者利用が実現すれば、天然ガスの採掘権を有するコスト競争力の高い企業の参入可能性が高まり、県内でも天然ガス等の価格低減が期待される。
- コンテナ海上輸送は、第三者利用より効果は限定的であるが、小ロットで季節間の価格調整が可能であり、隣県と比較して需要の少ない県内では、更なる価格低減の効果が期待される。

### <都市ガスのコスト構成>

|         | コスト①  | コスト②  | コスト③  | コスト④  | コスト⑤  |  |
|---------|---|---|---|---|---|--|
| コスト発生要素 | 海上輸送<br> | LNG輸入基地<br> | ローリー輸送<br><br>配管配送<br> | 都市ガス会社貯槽<br> | 配管配送<br> | ユーザー<br> |
| 参入障壁    |   | 大   | 小<br>中  | 小   | 小   |  |
| 対策      | • コンテナ海上輸送  | • 第三者利用   | • 委託輸送<br>• 託送  | • 卸売り<br>• 託送   | • 卸売り<br>• 託送   |  |

# 電力及びガスの安定供給について

経済産業省

## 提案事項

- 電力及びガスの自由化後も、中山間地や離島であっても経済的で安定した供給が将来にわたって受けられるよう、特に留意すること。

## 現状と課題

- エネルギー供給の自由化の進展によって、需要規模が大きな都市部においては価格を含むサービスの向上が進んでいるものの、需要規模が小さな地方においては価格を含むサービスの低下が予想され、都市部との格差拡大が懸念される。
- 特に電力については、令和2年4月1日に発送電分離が実施され、大手電力会社の送配電部門が分社化されることにより、費用対効果が見込みにくい中山間地に将来的に安定した供給が受けられるか懸念される。

- 国土全体の均質な発展と強靱化に寄与する。

# 高校生が受検する技能検定の確実な実施について

厚生労働省

## 提案事項

- 高校生が受検する技能検定を確実に実施すること
  - ・前期中止となった職種作業は、後期に確実に実施すること
  - ・後期で予定している職種作業も、全て実施すること
  - ・後期での中止が止むを得ない場合、翌年度の前期に実施すること

## 現状と課題

- 技能検定は、産業教育における高度な技術・技能の習熟度を証明するものであり、高校生が検定にチャレンジすることによって専門教育に対する学習への高いモチベーションに繋がっている。また、就職活動の際の本人評価の一つとしても活用されている。
- 技能検定が実施されない場合、学習へのモチベーションの低下、資格取得や今後の就職活動、採用後のキャリア形成において支障をきたす恐れがある。

〔令和元年度 高校生の技能検定受検状況〕

前期：6職種8作業 199名 後期：9職種10作業 354名 計553名

- 若手職業人材の良好なキャリア形成と、産業界の若手職業人材の確保

---

# 農 林 水 産 部

*SAGA Prefectural Government*

# 国際経済連携協定への対応について

農林水産省

## 提案事項

- (1) 国内の農林水産業が今後とも維持・発展できるよう、いかなる国際貿易交渉にあっても、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保すること。  
また、交渉内容の丁寧な情報提供と国民への十分な説明を行うこと。
- (2) 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講じること。  
また、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定の発効に伴う影響について継続的に検証すること。

## 現状と課題

- 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）をはじめとする国際貿易交渉については、国内の農林水産業が今後とも維持・発展できるよう断固たる姿勢で臨むことが必要。
- TPP11や日EU・EPAに続き、日米貿易協定も発効し、低い関税率での農畜産物の輸入が進むことから、農業の体質強化や経営安定、輸出の拡大に早急に取り組むことが必要。  
また、既に発効しているTPP11等の協定については、短期的にはその影響が分かりづらいことから、継続した検証が必要。

- 生産体制や経営体質が強化され、地域の農林水産業が持続的に発展

# 農業の持続的な発展に向けた支援について

農林水産省

## 提案事項

- (1) 将来にわたって国民に食料を安定的に供給するため、国内農業の生産基盤を強化するとともに、新たな「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、地域農業を支える重要な役割を果たしている中小・家族経営など多様な経営体についても、法人や大規模経営農家と同様に十分な支援を行うこと。
- (2) 農業・農村等の理解醸成や、地産地消の推進、国産農畜産物の消費拡大に向けて十分な支援を行うこと。

## 現状と課題

- 中小・家族経営など多様な経営体は、法人や大規模経営農家と同様に、食料生産のみならず、農地や農業用水路の維持など地域農業を支える重要な役割を果たしている。他方、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」などの事業では、法人や大規模経営農家に比べ採択されにくく、十分な支援を受けられていない。
  - 国際経済連携協定の発効に伴い、安価な輸入農産物の増加が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により消費が減退している中で、農業生産の維持・拡大を図るためには、生産面の取組と併せて、安全・安心な国産農産物への消費者の理解を深め、国産農産物の需要を回復・拡大していくことが必要。
- ▼
- 多様な経営体の育成や国産農畜産物の消費拡大により、農業が持続的に発展

# 水田農業振興対策の強化について

農林水産省

## 提案事項

- (1) 米の需要量が毎年減少する中で、米政策の見直し後に全国の米の作付面積は増加していることから、全国の米産地において需要に応じた生産がなされるよう、国が強く働きかけること。  
また、経営所得安定対策等については、生産者が将来にわたって意欲を持って経営に取り組むことができるよう、支援の充実と予算の確保を行うこと。  
特に、水田をフル活用するうえで重要な品目である麦や大豆に対する支援が後退することがないようにすること。
- (2) 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算を確保すること。
- (3) 集落営農の法人化の推進並びに、担い手への農地の集積・集約等を進めるための農地中間管理機構及び農業委員会に係る予算を確保すること。
- (4) 農業で使用される軽油引取税の免税措置については、今年度末に終了を迎えるが、引き続き延長するとともに今後、恒久的な制度とすること。

# 水田農業振興対策の強化について

農林水産省

## 現状と課題

- 米の需要量が減少傾向にある中、生産調整の見直しがなされた平成30年産米において、全国の米の作付面積が増加に転じた。  
当県では、今後とも需要に応じた米生産を行うとともに、米・麦・大豆を基本として露地野菜などの高収益作物の作付け拡大などにより水田をフル活用することで農業者の所得を確保していくこととしているが、今後、全国の米産地において作付面積が拡大し、米の需給が緩み、米価が下がることになれば、水田フル活用にも支障が生じる恐れ。
  - 地域農業の生産性や競争力を向上させるため、多くの農業者に施設や機械の整備が必要であり、その取組を支援する予算の確保が重要。
  - 人と農地の課題解決のため、担い手への農地の集積・集約を進めることが必要。
  - 将来にわたって農業における経営の安定を図っていくためには、営農用機械等の燃料となる軽油の引取税の免税措置を延長するとともに、恒久的な制度とすることが必要。
- 
- 水田の耕地利用率日本一を維持し、生産性の高い佐賀の水田農業を展開

# 園芸振興対策の強化について

農林水産省・厚生労働省

## 提案事項

- (1) 地域農業の競争力強化に必要な園芸施設等の整備に活用できる「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」の十分な予算を確保すること。
- (2) 野菜価格安定対策は、野菜の安定供給と農業経営の安定を図るうえで重要な対策であるため、収入保険制度とあわせて将来にわたり維持すること。
- (3) 加工・業務用野菜の生産を拡大するため、「端境期等対策産地育成強化推進事業」について小規模でも取り組めるよう面積要件を緩和すること。
- (4) 施設園芸農家や茶農家の経営安定を図るため、「燃油価格高騰対策」の十分な予算を確保するとともに、支援の恒久化を行うこと。
- (5) 競争力のある果樹産地の構築に向けた構造改革を促進するため、「果樹経営支援対策事業」及び「果樹未収益期間支援事業」の十分な予算を確保すること。
- (6) 茶の高品質化や生産性向上を図るため、「茶改植等支援事業」の十分な予算を確保すること。
- (7) 農薬の新規登録及び適用拡大については、関係省庁と連携し、新規登録や適用拡大までの期間の短縮を図ること。
- (8) 高騰している農業用廃プラスチック類の処理費の負担の軽減を図るため、国の主導により、国内での適正処理や再生利用の仕組みを作ること。

# 園芸振興対策の強化について

農林水産省・厚生労働省

## 現状と課題

- 園芸作物の生産拡大を図るためには、集出荷施設や省力化機械の整備、統合環境制御技術の普及が必要であり、その取組を支援する予算の確保が重要。
- 平成31年から収入保険制度が導入されたことに伴い、経営規模の小さな生産者などは、野菜価格安定対策の縮小や廃止を懸念。生産者が自分の経営にあった制度を選択できるように現在の仕組みを継続することが必要。
- 加工・業務用野菜の生産拡大を促すためには、小規模の取組からでも支援の対象とすることが必要。特に「端境期等対策産地育成強化推進事業」の加工業務用野菜の面積要件10ha以上を満たすことは困難な状況であり、面積要件の緩和が必要。
- 施設園芸と茶の燃油価格高騰対策は、令和4年度までとなっているが、燃油価格は乱高下しており、かつ先行きが不透明なため、対策の継続が必要。
- 果樹の改植の加速化や品種構成の是正、産地の若返りを図るためには、優良品種への改植や園内道の整備などを今後とも推進していくことが必要。
- 荒茶価格の低迷等により、茶生産農家の経営は大変厳しい状況にある中、茶の生産性の向上や高品質化を進めるためには、老木の若返りや「やぶきた」から高価格での販売が期待できる早生品種への品種転換を図るための改植を今後とも推進していくことが必要。

# 園芸振興対策の強化について

農林水産省・厚生労働省

## 現状と課題

- 農薬残留基準や環境基準等の審査が必要な農薬については、申請から登録まで数年を要している。病害虫対策に苦慮している生産者からも、効果が高い農薬の早期の登録を強く求められており、期間の短縮による早期登録が必要。
- 中国での廃プラスチックの輸入禁止の影響を受けて、国内における処理費用の農家負担が輸入禁止前と比べて2～3倍に高騰したことから、将来にわたって、国内で継続的に適正処理が可能となる仕組みづくりが必要。

- 競争力の高い園芸農家の育成及び次世代に繋がる新たな園芸産地の創生

# 畜産振興対策の強化について

農林水産省

## 提案事項

- (1) 畜産の生産基盤の強化や収益性の向上に必要な畜舎やキャトルステーションなどの施設整備や機械装置の導入を支援する「畜産クラスター関連事業」については、継続的に実施するとともに、地域の要望に対応できるよう十分な予算を確保すること。
- (2) 依然として全国的に肥育素牛が不足していることから、肉用牛繁殖基盤の維持拡大を図るための対策を充実・強化すること。
- (3) 口蹄疫やASF等の悪性伝染病が中国等の隣国において続発していることから、空港や港における水際防疫等の侵入防止対策の強化を図ること。

## 現状と課題

- 「畜産クラスター関連事業」は、地域の生産基盤の強化や収益性の向上を図るために重要な役割を果たしていることから、今後も施設整備や機械導入への支援の継続が必要。
- 県内の肥育素牛の生産頭数は増加傾向にあるものの、依然として肥育素牛の多くを県外に依存（令和元年度自給率：29.2%）していることから、繁殖雌牛の増頭などによる繁殖基盤の強化が必要。

# 畜産振興対策の強化について

農林水産省

## 現状と課題

- 平成30年8月以降、中国ではASFが蔓延し全土で発生している状況の中、日本に持ち込みが禁止されている畜産物の携帯件数が年々増えており、国内への家畜伝染病病原体のウイルスの侵入リスクが高まっていることから、令和2年7月から強化される罰則について訪日客への事前周知の一層の徹底や、検疫探知犬の増頭などによる侵入防止対策の強化が必要。

- 
- 安全・安心な国産畜産物の生産拡大とそれを支える担い手の経営の安定・強化

# 中山間地域農業対策の強化について

農林水産省

## 提案事項

- (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうちワイヤーメッシュ柵等の整備や緊急捕獲活動への支援については、当初予算において地域が必要とする予算を確保すること。
- (2) 中山間地域等直接支払交付金については、県や市町の推進事務費を含めて、十分な予算を確保するとともに、当制度に係る調査等の事務負担の軽減を図ること。
- (3) 環境保全型直接支払交付金については、地域が着実に環境保全活動に取り組むことができるよう十分な予算を確保すること。
- (4) 中山間地域等における農産加工品の開発・製造や農家レストラン、農家民宿などの農村ビジネスを推進するため、6次産業化サポートセンターの運営費や機械・施設整備費等の助成について、十分な予算を確保すること。

# 中山間地域農業対策の強化について

農林水産省

## 現状と課題

- 有害鳥獣による農作物被害等は、中山間地域を中心に農業生産や営農意欲に大きな影響を及ぼしているため、計画的なワイヤーメッシュ柵等の整備や有害鳥獣を捕獲して年間を通した高い捕獲圧を保持することが必要。
- 中山間地域等直接支払交付金については、耕作放棄地の発生防止や農業生産活動の維持のために重要な役割を果たしていることから、今後とも継続が必要。  
また、推進を担う市町及び県は、国からの推進事務費の配分が削減されている中、多岐にわたる調査にも対応が求められており、推進事務費の予算確保と合わせて、調査様式の統一化など事務の簡素化等を図ることが必要。
- 環境保全型農業直接支払交付金については、環境負荷が少なく持続性の高い農業を推進する上で重要な役割を果たしていることから、今後とも継続が必要。
- 農村ビジネスを推進するためには、農業者等に対してきめ細かな指導やアドバイスをを行う「6次産業化サポートセンター」が重要な役割を担うが、国からの運営費助成が年々減少しており、予算の確保が厳しい状況。また、農業者等が新規に農村ビジネスに取り組む場合、機械・施設の整備など初期投資額が大きいことから、補助事業による十分な支援が必要。

- 中山間地域の農地の保全や農業生産の継続、農業所得の向上

# 農業の担い手対策の強化について

農林水産省

## 提案事項

- (1) 新規就農者を安定的に確保していくため、「農業次世代人材投資事業」については、十分な予算を確保するとともに、交付要件を緩和すること。
- (2) 農業現場においては、労働力不足が進んでいることから、労働力不足解消に向けた取組に対する助成など支援策を講じること。
- (3) 自然災害から被災農家が迅速に営農再開できるようにするため、助成制度を強化するとともに、十分な予算を確保すること。  
また、これを補完する農業機械に対する共済制度の充実を図ること。
- (4) 農家の資金需要に対応できるように農業近代化資金の貸付限度額を引き上げること。

## 現状と課題

- 「農業次世代人材投資事業」は、新規就農者が増加するなどの効果があり、今後も受給希望者に対して要望に応えられるよう継続した取組が必要。  
また、受給希望者が安心して研修や就農ができるよう、令和2年度から新規採択の要件とされた前年の世帯所得600万円以下を見直す必要。
- 農業現場における労働力不足が、経営の維持・発展を妨げる要因になっている。  
外国人雇用に係る掛かり増し経費や農協等が取り組む労力確保に向けた仕組みづくりへの支援が必要。

# 農業の担い手対策の強化について

農林水産省

## 現状と課題

- 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の「被災農業者支援型」は、災害によって支援に濃淡が生じているため、被災農業者が平等かつ迅速に営農再開に向けた支援を受けられる仕組みが必要。

また、農業機械の共済制度については、農家の加入を促進するため、対象機械を拡充するとともに、掛け金への支援が必要。

- 畜産農家の規模拡大が進んでおり、また、肥育素牛や生産資材が高止まりしていることから、貸付限度額の引上げが必要。

- 将来の佐賀農業を牽引する担い手の確保・育成の安定・強化

# 農業農村整備事業の推進について

農林水産省

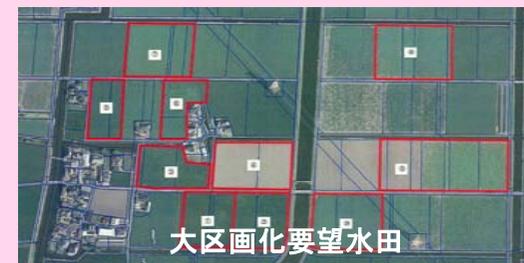
## 提案事項

人口減少下における農業の持続的な発展と、多様な主体が快適に住み続けられる農村の振興など、それぞれの地域が目指す農業・農村の実現に必要な農業農村整備関係予算を確保すること。

- (1) 稼げる農業の確立に向けた農業生産基盤整備に必要な予算。
- (2) 活力ある農村の実現に向けた快適で安全・安心な農村づくりに必要な予算。

## 現状と課題

- 当県では、昭和40年代からほ場整備などを実施してきたことにより、担い手への農地集積率は70%超と高いものの、園芸作物等の高収益作物の導入が進んでいない。
- 農家の減少、高齢化が進行する中、将来に亘り農業を持続的に発展させるためには、生産コストの低減や高収益作物の作付拡大に向け、農地の大区画化や暗渠排水施設の更新、中山間地域における区画整理などが必要。
- ポンプや水門等の農業水利施設の老朽化が進み、維持管理経費が増加傾向にあることから、コスト削減を図るため、適期に適切な補修及び更新整備が必要。
- 農家の減少に伴い、ポンプや頭首工等の農業水利施設の維持管理の過重感が増しており、管理の効率化や省力化に向けた施設再編が必要。



# 農業農村整備事業の推進について

農林水産省

## 現状と課題

- 近年、自然災害が頻発化・激甚化するなどしており、地域の住民が、安全で安心して住み続けられる農村づくりが求められている。
- 農村地域の防災減災力を高めるためのハードとソフト対策とが一体となった地域の取組に対する支援が必要。

- また、これまで農村地域の資源を維持・保全するための活動に取り組んできたが、過疎化や高齢化が進行し、これらの活動の継続が困難な地域が顕在化している。

- 地域住民が快適に暮らせるよう農村地域の用排水路や道路などの農村環境基盤の整備が必要。
- 農家・非農家を問わない地域ぐるみの共同活動により、農地や農業用施設、さらには農村環境などの適切な保全管理が必要。



法面が崩落し洪水調整機能が低下



護岸整備により洪水調整機能を回復



水路の泥上げ



植栽による景観形成

- 生産性の高い農業基盤の整備と農業水利施設等の維持管理の効率化により「農業競争力強化」を促進
- 農村地域の防災減災対策と地域資源の適切な保全管理により「災害に強い安全・安心な農村づくり」の促進と「農業・農村が有する多面的機能」の維持・発揮

# ため池対策の推進について

農林水産省

## 提案事項

農業用ため池の決壊による災害を防止するため、防災重点ため池の防災・減災対策の推進に必要な財政支援を行うこと。

- (1) 緊急時の迅速な避難行動につなげるため、ため池のハザードマップ作成及び水位計等の監視システムに係る経費について、定額助成を継続すること。
- (2) 耐震・豪雨・老朽対策工事について、重点的に予算を確保すること。

## 現状と課題

- 令和元年8月豪雨では、県内でため池が1箇所決壊。(小城市 西分ため池)近年、自然災害が頻発化、激甚化しており、災害防止に向けた備えが重要。
  - 当県の防災重点ため池は1,420箇所と多いことから、決壊した場合の影響度が高いものから優先順位を付けて耐震・豪雨・老朽対策を講じていく。
  - ハザードマップの整備率は、より避難行動につながるよう住民参加のワークショップを開催するなど丁寧に行う必要があることから、約40%(R2予定)に留まっている。早急にすべての防災重点ため池のハザードマップを整備するために令和3年度以降も定額助成の継続が必要。
  - 緊急対策として実施された「臨時・特別の措置」によるため池整備と同様に今後も決壊を防止する対策工事の重点的な実施が必要。
- 
- 農業用水の確保及び農業用ため池の決壊による災害の防止

# 農業用ダムの洪水調節機能の強化について

農林水産省

## 提案事項

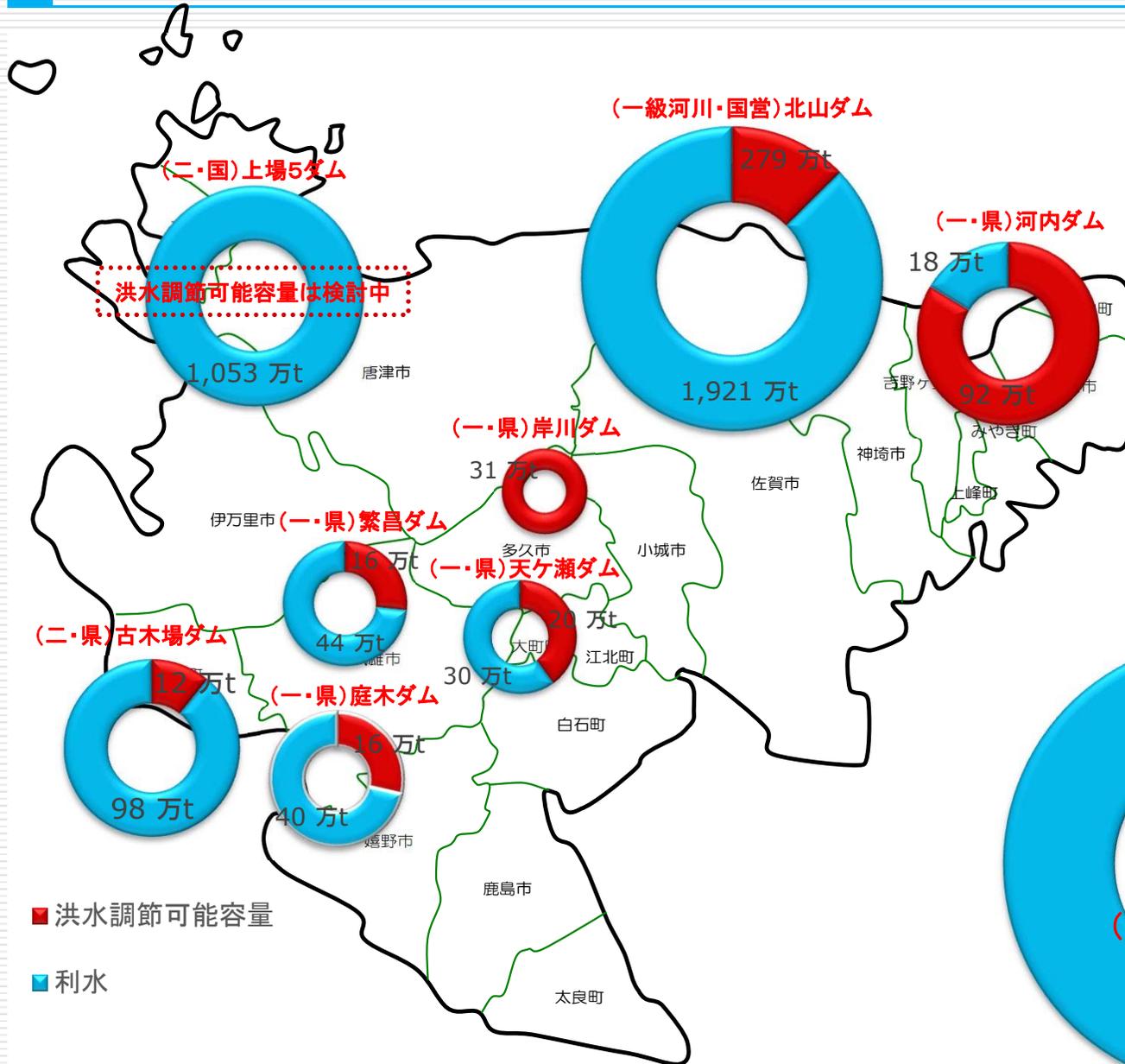
- 農業用ダムの洪水調節に係る経費等に対する国の支援は、令和3年度以降も継続するとともに、二級水系河川に造成した農業用ダムも適用すること

## 現状と課題

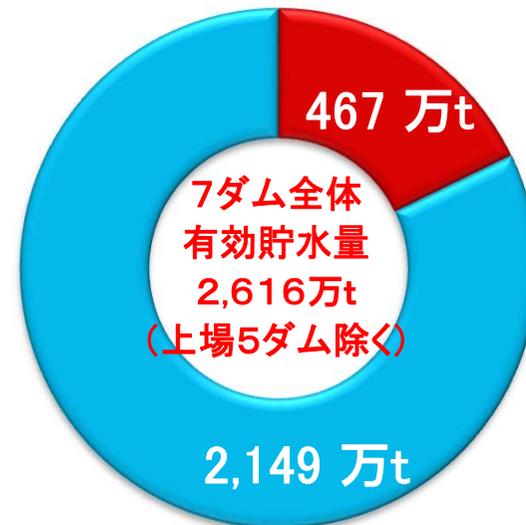
- 当県では、今年度の出水期から、国・県営で造成した農業用ダム（12ヶ所）において事前放流や時期ごとの貯水位運用を予定。
- 事前放流等は、通常の利水を目的とした管理の範疇を超えた操作であることから、全額国庫負担で支援。
- しかし、その実施期間は令和2年度のみであること、また二級水系河川に造成した農業用ダムは支援の対象外となっており、国の支援が必要。

- 
- 洪水調節機能の強化が図られ、地域の治水安全度が向上

# 農業用ダムの洪水調節機能の強化について



天ヶ瀬ダム 試験放水



# 森林・林業の再生に向けた対策の強化について

林野庁

## 提案事項

- (1) 森林資源の適切な管理と林業の成長産業化の両立を実現するため、「森林整備事業（造林、林道）」の十分な予算を確保するとともに、担い手の育成確保や木材需要の拡大に対する支援を充実・強化すること。
- (2) 激甚化する豪雨災害等に対する山地防災力強化のため、「治山事業」の十分な予算を確保すること。

## 現状と課題

- スギやヒノキの人工林資源が充実してきていることから、木材生産と森林管理を行うために必要な路網を整備し、利用間伐等の促進を図ることが必要。さらに、経営基盤強化による意欲と能力のある林業経営者の育成や、木材の利用促進を図ることが必要。木材の利用促進については、県産木材等を活用したモデル性の高い公共建築物や木塀等の新たな分野での整備推進が必要。
  - 平成30年7月、令和元年8月豪雨災害では、当県において土砂災害の発生により甚大な被害が発生したことから、防災・減災、国土強靱化のため、山地災害防止機能を高める治山対策が必要。
- 森林資源の適切な管理と利用が進み、森林の多面的機能が発揮される。

# 新型コロナウイルス感染症拡大に対する支援策について

農林水産省

## 提案事項

- (1) 肉用牛、花、魚介類などの品目を中心に急激に経営が悪化している状況を踏まえ、生産者に対して、事業が継続できるよう十分な水準の支援を行うこと。  
また、農林水産物の需要が新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復するまで十分な販売促進対策を継続して実施すること。
- (2) 経営継続補助金については、農業者・林業者・漁業者が新型コロナウイルス感染症による影響からの回復や事業転換等を図ることができるよう必要な予算を確保すること。
- (3) 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については、今後も販売価格の低迷が続く場合は、令和2年10月以降の生産者負担金について、納付猶予の継続や単価引下げ等の措置を講じること。
- (4) 高収益作物次期作支援交付金については、地域の要望に対応できるよう、十分な予算を確保すること。
- (5) 資源管理等推進収入安定対策事業（積立ぷらす）については、漁業者積立金の負担を軽減すること。
- (6) 生産者等が新型コロナウイルスに感染しても、産地に対して不当な風評被害が発生しないよう、消費者に対し正確な情報発信に努めること。
- (7) 世界的な感染拡大が進む中、海外からの農林水産物の輸入が停滞することも想定し、国内の食料自給率の向上を図るため、農林水産業の体質強化に向けた支援をさらに充実させること。

# 新型コロナウイルス感染症拡大に対する支援策について

農林水産省

## 現状と課題

- 牛肉や花、魚介類などを中心に、消費減退により価格が下落し、生産者の経営が急速に悪化。
- 経営継続補助金については、農林漁業者が幅広くコロナ対策に活用できる事業であり、多くの実施希望が見込まれる。
- 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）は令和2年9月まで生産者負担金の納付が猶予されているが、令和2年度の生産者負担金単価が大幅に引き上げられている中であって、今後も販売価格の低迷が続けば、令和2年10月以降、生産者負担金を納付する生産者の負担が極めて大きくなり、肉用牛肥育経営の継続に支障を来す恐れ。
- 高収益作物次期作支援交付金については、施設園芸に対する交付単価が新たに設定されたものの、予算額は増額されていないことから予算の不足が懸念される。当県では施設花きをはじめ、果樹、野菜、茶など、多くの生産者から申請が見込まれるため、要望する全ての農家に支援が行き渡るよう、十分な予算を確保することが必要。
- 漁業者の経営が悪化し、資源管理等推進収入安定対策事業における漁業者の積立が困難となっている中、本事業への加入継続や加入促進が図られるよう漁業者の負担軽減が必要。

# 新型コロナウイルス感染症拡大に対する支援策について

農林水産省

## 現状と課題

- 生産者等が新型コロナウイルスに感染した場合、風評被害により、個別経営体のみならず、産地全体に影響が及ぶことが懸念されることから、消費者に対し、正確な情報発信を行うことが必要。
- 今回の新型コロナウイルス感染症のみならず、今後も感染症発生等の要因により、海外からの農林水産物の輸入が停滞する可能性があるため、国内の食料自給率の向上をより一層図ることが必要。

- 
- 生産者の事業継続と農林水産業の体質が強化され、持続的に発展

---

# 県土整備部

*SAGA Prefectural Government*

# 建築物の耐震化の推進について

国土交通省

## 提案事項

- (1) 耐震対策緊急促進事業の補助率の拡大を行うこと。
- (2) 住宅の耐震改修にかかる補助対象の拡充等を行うこと。

## 現状と課題

- 耐震診断義務付け建築物の耐震化にあたっては、建築物所有者の費用負担を軽減するため、地方負担を増額のうえ耐震化の推進を図っているものの、耐震化には多大な費用が必要なことから、所有者に対するさらなる支援が必要。
- 住宅の耐震化を促進するため、戸別訪問等により、所有者に対する耐震化の重要性の普及・啓発の強化を図っているものの、耐震性の低い住宅の所有者の多くは高齢化等の理由により耐震化が進んでいないことから、所有者の負担軽減のため、耐震シェルターや耐震ベッド等の低コストな手法による耐震化についても補助対象となる等の対応が必要。

- 大規模建築物や沿道建築物、住宅所有者の費用負担を軽減し、耐震化を促進
- 沿道建築物や防災拠点建築物の耐震化の促進により、発災後の対応を円滑化
- 建築物所有者の意識を高め、耐震化を促進

# 建築物の耐震化の推進について

## 耐震改修促進計画の概要

○建築物の耐震化を促進するため、下記の基本方針により耐震改修促進計画をH28年度に見直し  
〈基本方針〉

- ・住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化による「地震被害の低減」
- ・防災上重要な施設や緊急輸送道路の通行を妨げる恐れのある沿道建築物の耐震化による「発災後の対応の円滑化」

○計画期間：平成28年度～令和7年度（10年間）

## 耐震化の目標

### 地震被害の低減



### 発災後の対応の円滑化



※上記に示す%は建物の種類毎の耐震化率を示す

# 建築物の耐震化の推進について

## 耐震化の促進を図るための施策

地震被害の低減

### 住宅

- 所有者への啓発・情報提供
  - ・市町の個別訪問を支援  
(県が建築技術者を育成し派遣)
- 耐震診断や耐震改修の支援

### 大規模建築物

緊促：耐震対策緊急促進事業

- 耐震改修の支援  
【負担割合】国：1/3、地方：1/3、事業者：1/3

|                      |                            |                                  |                                 |              |
|----------------------|----------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--------------|
| 交付金<br>(国費)<br>11.5% | 緊促<br>補助金<br>(国費)<br>21.8% | 交付金<br>(義務負担)<br>(県：市町)<br>11.5% | 補助金<br>(任意負担)<br>(県：市)<br>21.8% | 所有者<br>33.4% |
| ← (1/3) →            |                            | ← (1/3) →                        |                                 | ← (1/3) →    |

### 防災拠点建築物

- 耐震診断を義務化する建築物
  - ・市町庁舎や指定避難所など



### 沿道建築物

- 耐震診断の支援  
【負担割合】国：1/2、地方：1/2
- ※平成30年8月に耐震診断義務化路線を指定

|                    |                          |                                |                     |
|--------------------|--------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 交付金<br>(国費)<br>1/3 | 緊促<br>補助金<br>(国費)<br>1/6 | 交付金<br>(義務負担)<br>(県：市町)<br>1/3 | 地方<br>(県：市町)<br>1/6 |
|--------------------|--------------------------|--------------------------------|---------------------|

- 耐震改修の支援  
【負担割合】国：6/15、地方：1/3、事業者：4/15

|                    |                           |                                |             |
|--------------------|---------------------------|--------------------------------|-------------|
| 交付金<br>(国費)<br>1/3 | 緊促<br>補助金<br>(国費)<br>1/15 | 交付金<br>(義務負担)<br>(県：市町)<br>1/3 | 事業者<br>4/15 |
| ← (2/5) →          |                           |                                |             |

※耐震診断や耐震改修の支援については、国の補助制度を活用し、市町と連携して行う

発災後の対応の円滑化

# 宅地耐震化の推進について

財務省・国土交通省

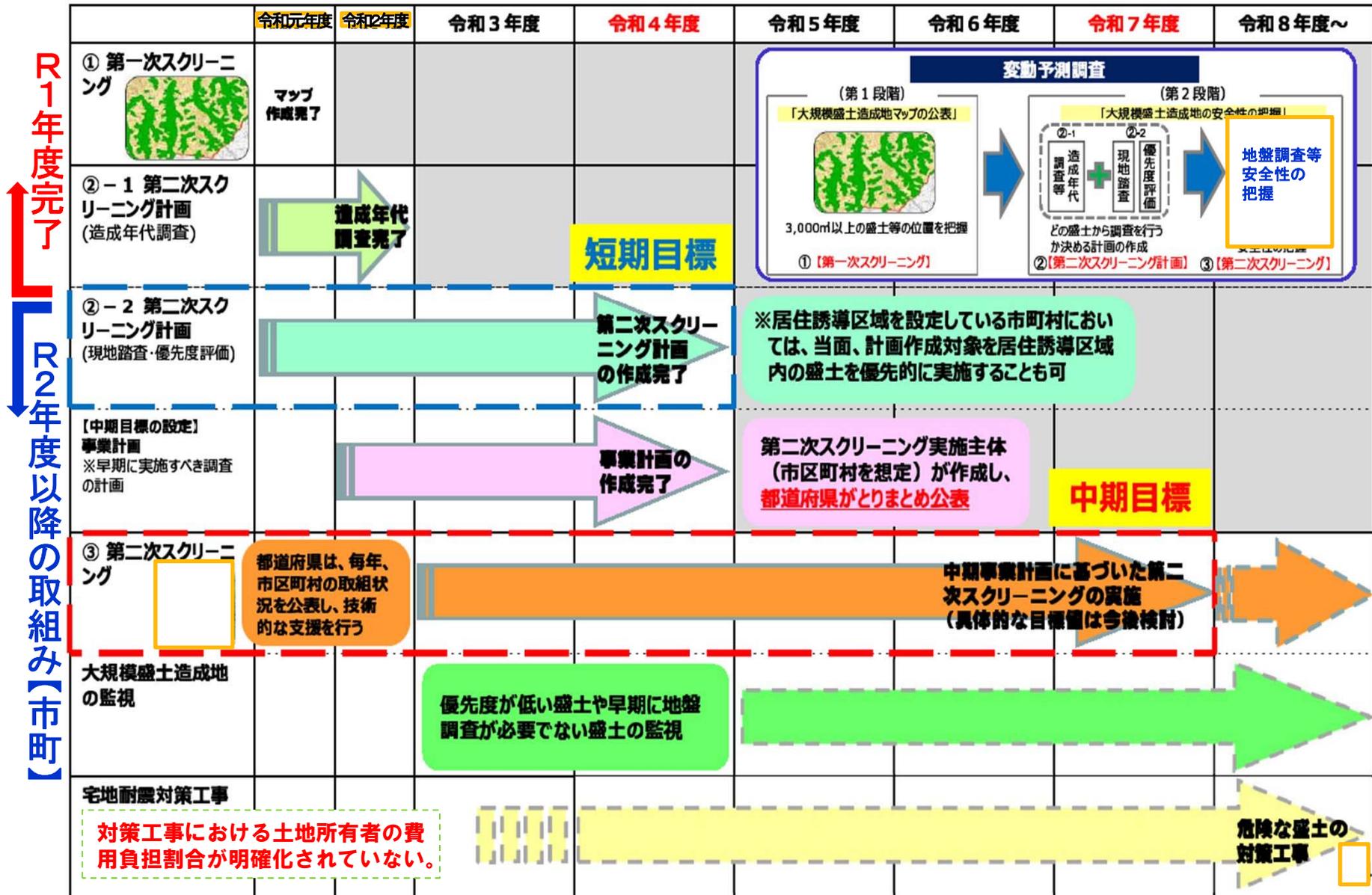
## 提案事項

- (1) 宅地耐震化推進事業に必要な予算を確保すること。
- (2) 大規模盛土造成地の変動予測調査に係る事業費の補助率を令和3年度以降も継続すること。
- (3) 今後、事業を計画的に取り組めるよう、対策工事における土地所有者の位置付け（費用分担の在り方等）をガイドラインで示すなど、計画的な運用のための支援を行うこと。

## 現状と課題

- 宅地耐震化推進事業は、令和元年度にマップの作成・公表が完了。
  - 今後は、盛土造成地の安全性の把握調査に向けた取り組みとなるが、市町が実施するにあたり、事業費が負担となっている。
  - 盛土造成地の安全性把握の調査で安全性が確認されない場合、対策工事を行う必要があるが、市町が私有財産への多額の支出を懸念していることや、盛土上の土地所有者の費用分担の在り方等が明確でなく住民説明が難しい。
- ↓
- 市町が事業に取り組みやすい制度になることにより、国が推進する宅地の安全性の「見える化」の早期実現

# 宅地耐震化の推進について



# 下水道施設の整備促進及び改築・更新について

財務省・国土交通省

## 提案事項

- (1) 下水道施設整備に必要な予算を確保するとともに、普及が遅れている地方に重点的に配分すること。
- (2) 今後急激に増加が見込まれる下水道老朽化施設の改築・更新を計画的かつ効率的に行うために財政支援制度を維持し、必要な予算を確保すること。

## 現状と課題

- 当県の汚水処理人口普及率（83.8％）は、全国平均（91.4％）に比べ依然立ち遅れている。また、県内の公共下水道普及率（61.1％）も全国平均（79.3％）に比べ低い状況であり、更なる整備促進が必要。
- 下水道施設の維持管理や運営の継続的かつ計画的な遂行のため、ストックマネジメント計画に基づいて整備を推進していくほか、効率的な運営のための広域化・共同化計画の策定を進めるが、多大な事業費を要する老朽化施設の改築・更新については引き続き国の支援が必要。



- 下水道の整備推進と計画的な改築等による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

# 筑後川水系ダム群連携事業の推進について

財務省・国土交通省

## 提案事項

- 筑後川水系ダム群連携事業に必要な予算を確保し、より一層事業を推進すること。

## 現状と課題

- 筑後川では、都市用水が優先的に確保されてきたため、夏場の河川環境の保全や既得取水の安定を図るために必要な水（不特定用水）の確保が遅れている。
- このため、農業用水の取水が集中する“かんがい期”に降雨が少ない場合は、概ね2年に1回程度の割合で取水制限や渇水調整が実施されている。



ポリタンクで給水。稲は枯死寸前



稲の一部が枯死

「不特定用水」  
を確保するための  
施設整備が  
急務



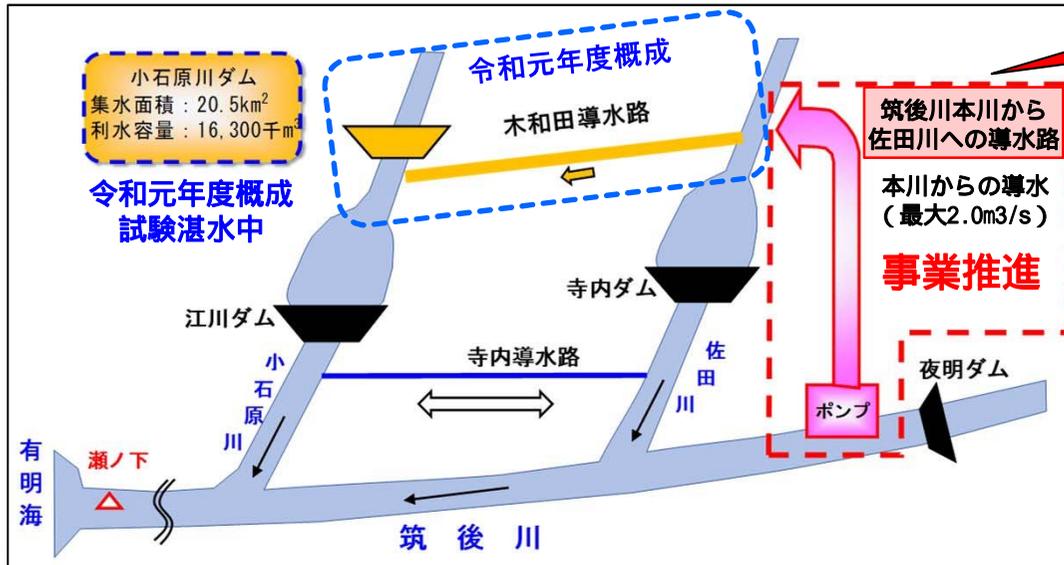
小石原川ダム完成予想図  
(令和元年度概成 試験湛水中)

令和元年(6.26~7.25)  
渇水調整を実施

- 河川環境の保全や農業などの産業活動の源となる良質な水を安定的に供給

# 筑後川水系ダム群連携事業の推進について

## 事業概要図



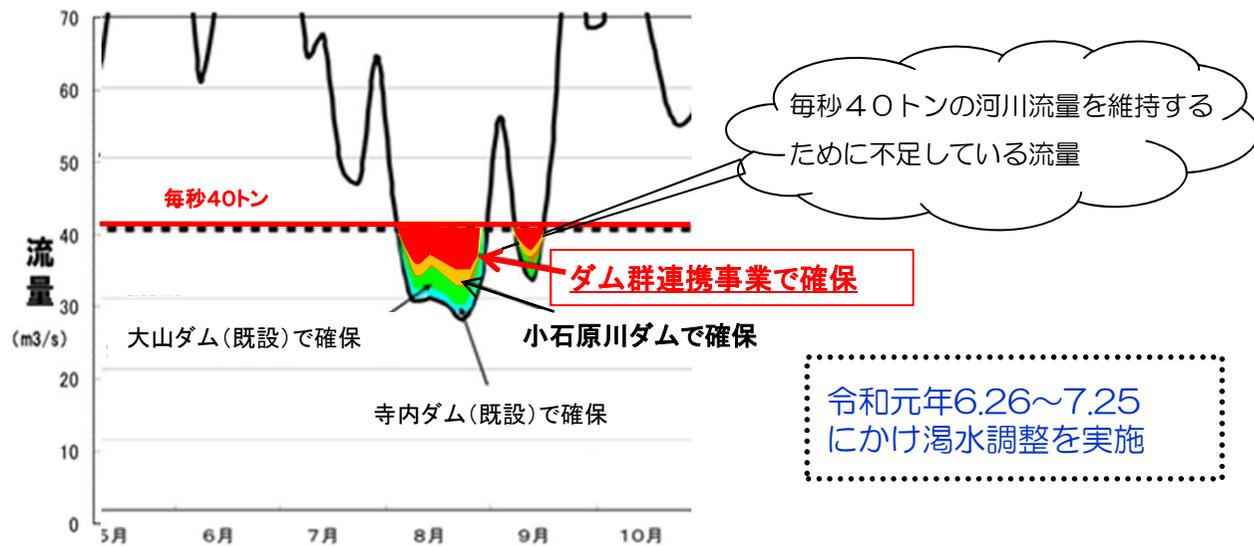
## 筑後川ダム群連携事業

- ・既設の江川ダム、寺内ダムの空き容量を利用し筑後川本川の豊富な水を筑後川本川から導水し、不特定用水を確保する。
- ・小石原川ダムを含め3ダムでの連携により、効率的な水運用を図る。

筑後川の水は有明海の漁業も下支え



筑後川瀬ノ下地点流量(流況再現模式図)



# 建設業の担い手の確保・育成について

農林水産省・国土交通省

## 提案事項

- 建設業の働き方改革の加速に向け、適切な賃金水準を確保し、週休2日制の推進等、長時間労働の是正を図るため、設計労務単価の引き上げや積算基準を見直すこと。

## 現状と課題

- 建設業は、少子・高齢化の進行により技術者の数が減少しており、若年入職者の確保や次世代への技術・技能の承継など担い手の育成が大きな課題。
- 新規高卒者（県内工業系高校）の県内建設業への就職率は3割と低い状況。
- 建設業は他産業と比べ長時間労働であり、週休2日の取得状況も低く、賃金の引き上げや労働環境改善は、担い手を確保・育成する上でも不可欠。
- 職種によっては、隣県との設計労務単価の差が大きいため、隣接する地区では労働者の確保に苦慮。

○ 技術者や技能労働者の担い手確保

○ 建設業の経営基盤の強化

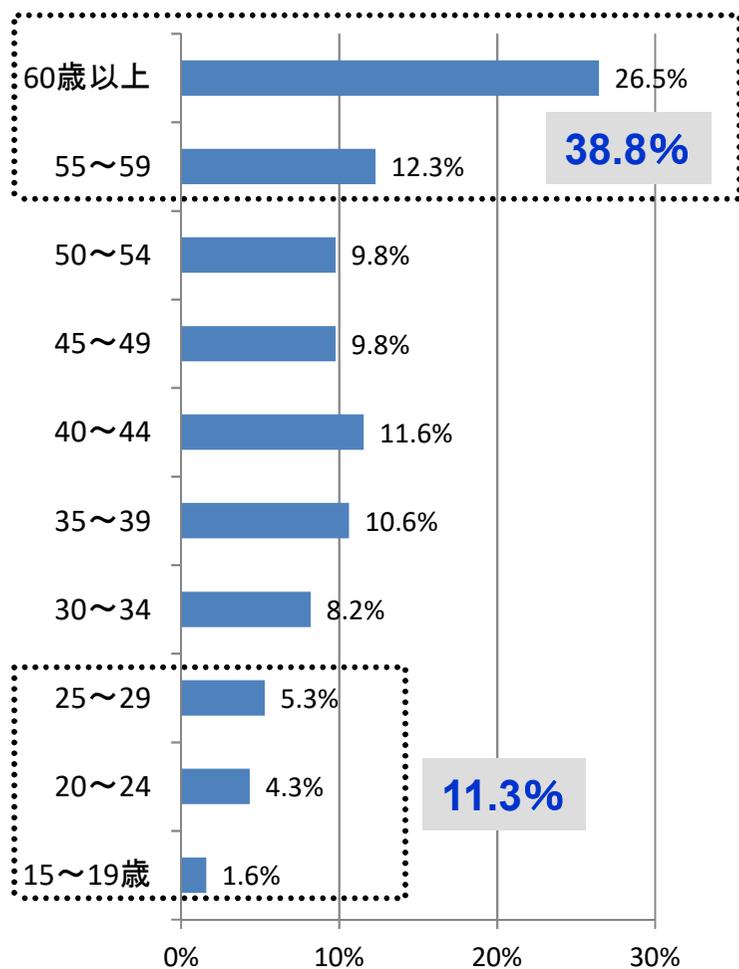
○ 若年層の入職者が増加

○ 週休2日制の普及・定着の実現

# 建設業の担い手の確保・育成について

佐賀県内の建設業就業者年齢構成

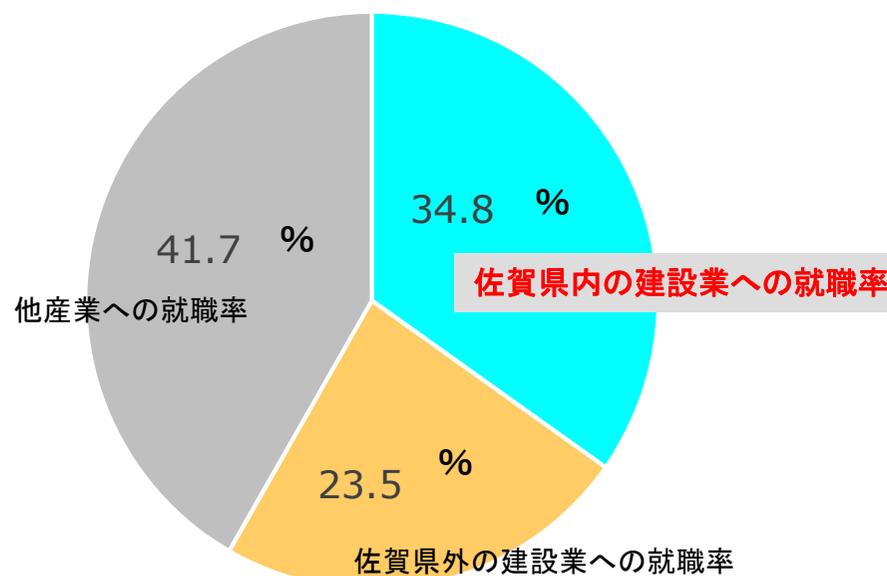
(2015年度 国勢調査より)



佐賀県内工業系(建設業関連学科)高校生の進路状況

(佐賀県建設業協会調査結果より)

【平成31年3月卒業生】



# 地籍調査費の予算確保について

財務省・国土交通省

## 提案事項

- 地籍調査の推進に係る必要な予算（地籍調査費負担金、社会資本整備総合交付金）を確保すること。

## 現状と課題

- 東日本大震災以後、被災後の復旧・復興の迅速化に寄与するなど、地籍調査の有用性が再認識され、地籍調査の新規実施市町村が増加した結果、必要な予算が確保できず、計画どおり県内の地籍整備が進んでいない。
- 近年多発する記録的・局地的豪雨により、住宅浸水や土砂災害が発生し、当県においても深刻な被害を受けている。
- 現在、実施中の市町は権利関係が複雑な中心市街地や所有者等の高齢化や森林荒廃が進む山村地域の調査が残っており、早期の完了が必要である。

令和元年8月豪雨被害



佐賀市の中心市街地



みやき町の山間部

- 地籍調査事業は、公共事業や民間開発事業のコスト削減、所有者不明土地の解消と発生抑制、災害復旧事業の迅速化等に大きく貢献

# 所有者不明土地等の発生抑制等について

国土交通省

## 提案事項

- (1) 所有者不明土地や低未利用地の発生抑制・解消を図るため、抜本的な仕組みづくりを進めること。
- (2) 現在、国において検討されている土地の所有権放棄の制度については、地域（近隣コミュニティ・市町・県）の意見を十分踏まえたものとする。
- (3) 土地の管理や利用、税制上の統一的な制度見直しについては、国の責任で設計し、周知・啓発を行うこと。

## 現状と課題

- 今後、全国的に世帯数が減少に転じることで、危険空き家を含んだ低未利用地等の問題が、ますます顕在化してくる。
- 低未利用地は、市街地においてスプロール化（空洞化）に拍車がかかり、また、農林地においては、耕作放棄地等の増加といった様々な課題が生じる。
- これらの問題解決を先送りすれば、更に手間とコストがかさむ等の悪循環が生じる。
- 価値が下落する土地が増加する傾向にある状況において、土地所有権を放棄したいとする者の割合が増加。
- 低未利用地の所有者、国、自治体等がともに正面から課題と向き合い、土地の管理や利用等について、対応策を講じる必要がある。

- 管理不全・不動産問題のない活力あるまちづくり・地域づくりの推進

# 所有者不明土地等の発生抑制等について

事例1 佐賀平野の圃場

圃場整備地区内に取り込め  
なかった湖沼跡の事例



佐賀市 巨勢川調整池付近

事例2 佐賀市市街地

危険空き家の前面道路を  
通行止めせざるを得なかった事例



佐賀市 呉服元町

|     |                 |    |     |                                   |
|-----|-----------------|----|-----|-----------------------------------|
| 表題部 | 佐賀市高木瀬町大字長瀬字一本松 |    |     |                                   |
|     | 〇〇番             | 池沼 | 330 |                                   |
|     |                 |    | 202 | ③ 錯誤<br>国土調査による成果<br>〔昭和62年3月10日〕 |
| 所有者 | 佐賀太郎 外 1 名      |    |     |                                   |

※特措法による使用権の設定を奨めるも希望なし。

表題部のみの変則登記で、  
住所などの手がかりがない



# 生活排水処理施設の整備推進について

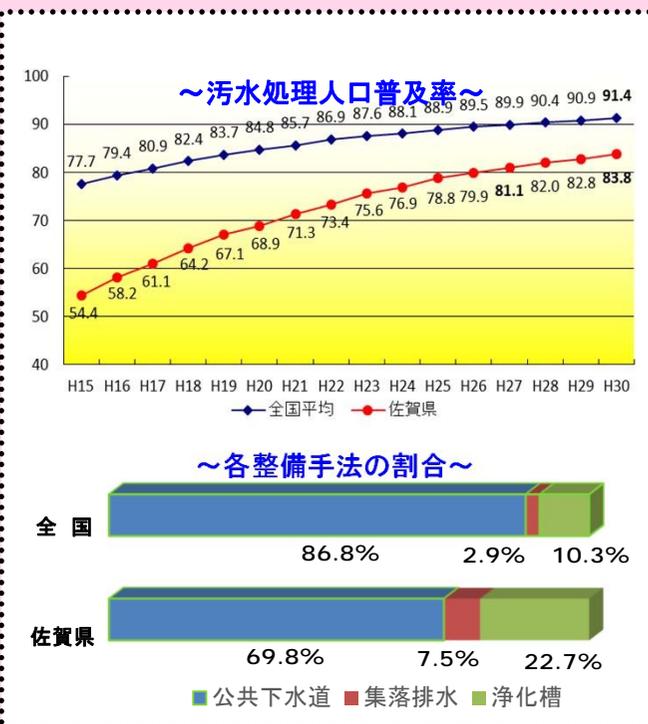
財務省・内閣府

## 提案事項

- 生活排水処理施設整備に必要な予算を確保するとともに、普及が遅れている地方に重点的に配分すること。

## 現状と課題

- 当県の汚水処理人口普及率（83.8%）は、全国平均（91.4%）に比べ依然立ち遅れている。
- 特に、全国に比べ割合が高い浄化槽区域の普及率向上が重要である。
- 地域住民の生活環境の改善を図り、地域再生を果たすため、市町が策定した地域再生計画に基づく、生活排水処理施設の整備をより一層推進する必要がある。



- 生活排水処理施設の整備推進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

# 合併処理浄化槽の整備推進について

財務省・環境省

## 提案事項

- 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の推進に必要な予算を確保すること。
- 浄化槽市町村型整備推進事業等の国費負担率を1/3から1/2へ引き上げること。

## 現状と課題

- 当県の浄化槽整備の汚水処理普及率は全国平均に比べ依然立ち遅れている。
- 浄化槽区域内普及率の全国平均（約54.5%）と比べ、当県は48.8%と遅れている状況。
- 人口減少等社会情勢の変化に伴い、集合処理計画区域から浄化槽区域への見直しが必要となり、今後、市町が整備する浄化槽基数が増加し、要望額が増加していくことが予想されるため、市町の必要な予算を確保し、事業を着実に推進することが必要。
- 浄化槽の補助事業は他事業に比べ国庫負担率が低く、市町の計画的な整備の妨げとなっている。

- 合併処理浄化槽の整備推進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

# 農業・漁業集落排水施設の改築・更新について

財務省・農林水産省・水産庁

## 提案事項

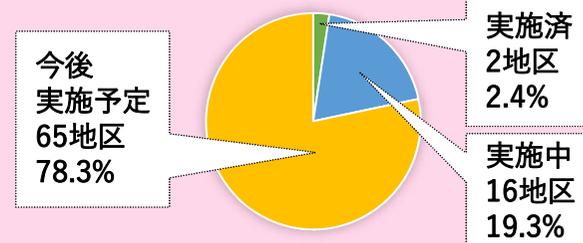
- 農業・漁業集落排水施設の老朽化対策について、計画的な改築・更新ができるよう、必要な予算を確保すること。

## 現状と課題

- 当県の農業・漁業集落排水事業で稼働している処理場は82箇所あり、集落排水は人口減少の影響により使用料だけの運営が厳しいため、統廃合など効率化を図っている。
- しかし、統廃合が図れない地域では、今後も単独の管理となり、処理場等の改築・更新において国庫補助による適切な財政支援が必要である。
- 市町においては、施設の長寿命化計画により、施設を改築・更新することとしており、美しく活力ある農山漁村地域の再生を図るためにも、老朽化が進行している施設改築・更新の予算の確保が必要である。

|                     |         |
|---------------------|---------|
| ・計画処理人口（定住人口+流入人口等） | 10.2万人  |
| ・計画当時の定住人口          | 7.7万人   |
|                     | ↓ 約25%減 |
| ・H30年度末の定住人口        | 5.7万人   |

農集排事業（改築・更新）整備状況(%)



流量調整ポンプの更新

- 農業・漁業集落排水施設の計画的な管理運営による公共用水域の水質保全

---

# 教育委員会

*SAGA Prefectural Government*

# 新たな教職員定数改善計画の策定と確実な実施について

## 提案事項

文部科学省

- (1) 小学校第2～6学年及び中学校の学級編制標準を順次改定すること。
- (2) 複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数改善計画を速やかに策定すること。
- (3) 各自治体の教育環境維持・向上のため、加配の定数措置を継続するとともに、柔軟な活用ができるようにすること。

## 現状と課題

- 平成23年4月から「義務標準法」の一部改正により、小学校第1学年のみ35人の標準となった。附則に規定された小学校第2～6学年及び中学校の学級編制標準の順次改定が未だ実現されていない。
  - 不登校対応、業務改善といった課題への対応のため養護教諭、事務職員等の配置基準の引き下げを含めた教職員定数改善計画の策定が必要である。
  - 指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化の対象が児童生徒数200人以上の学校とされている。少子化が進む中、200人未満の学校が4割を超えており教育環境を維持・向上のため、加配定数の措置の継続が必要である。また、少人数学級への活用には、研究指定校扱いとされており、働き方改革の視点から柔軟に活用できるようにすることも必要である。
- 
- 教職員定数改善計画の策定と加配定数措置の継続による義務教育の水準維持
  - 先を見据えた計画的な採用による複雑化・困難化する教育課題への対応強化

# 障害のある児童生徒支援の充実について

## 提案事項

文部科学省・総務省

- (1) 特別支援学級（特に自閉症・情緒障害特別支援学級）の在籍児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等を見直し、学級編制の標準の引下げや定数改善を行うこと。
- (2) 小・中学校・義務教育学校、高等学校の大規模校等を中心に、特別支援教育コーディネーターを専任として配置できるよう定数改善を行うこと。
- (3) 幼稚園、小・中学校・義務教育学校、高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置を更に拡充すること。

## 現状と課題

- 1学級当たりの児童生徒数が多い特別支援学級の増加（特に自閉症・情緒障害特別支援学級）
  - 多くの特別支援教育コーディネーターが学級担任等との兼務
  - 障害のある児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置人数も増加
- 
- ・ 個々の児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導が困難
  - ・ 障害のある児童生徒の増加に対応した校内支援体制の整備が困難
  - ・ 現在の地方交付税措置では必要な特別支援教育支援員の配置が困難
- 校内支援体制の一層の強化による、障害のある児童生徒の個々の特性に応じたよりきめ細かな指導の充実

## 佐賀県内特別支援学級の学級数の推移 (単位:学級、カッコ内は%)

|       |          | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元  |     |       |
|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 小学校   | 自閉症・情緒障害 | 79  | 114 | 136 | 154 | 165 | 189 | 215 | 244 | 279 | 74  | 26.5% |
|       | 全体       | 233 | 287 | 317 | 352 | 374 | 435 | 473 | 516 | 568 | 98  | 17.3% |
| 中学校   | 自閉症・情緒障害 | 25  | 49  | 58  | 65  | 69  | 82  | 89  | 102 | 111 | 14  | 12.6% |
|       | 全体       | 103 | 131 | 141 | 160 | 172 | 186 | 196 | 208 | 220 | 18  | 8.2%  |
| 小・中合計 | 自閉症・情緒障害 | 104 | 163 | 194 | 219 | 234 | 271 | 304 | 346 | 390 | 88  | 22.6% |
|       | 全体       | 336 | 418 | 458 | 512 | 546 | 621 | 669 | 724 | 788 | 116 | 14.7% |

※ R元年度…中列:1学級当たりの児童生徒数が7人又は8人の特別支援学級数 右列:7人又は8人の特別支援学級数の割合

## 佐賀県内の特別支援教育支援員の配置人数の推移

| 学校種   | H23 | H24  | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元  |
|-------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 幼稚園   | 14  | 15   | 18  | 20  | 19  | 20  | 21  | 17  | 13  |
| 小学校   | 240 | 232  | 255 | 284 | 318 | 333 | 349 | 388 | 406 |
| 中学校   | 70  | 55   | 60  | 60  | 70  | 75  | 89  | 82  | 100 |
| 高等学校  | 2   | 3    | 4   | 4   | 4   | 4   | 5   | 11  | 12  |
| 合計    | 326 | 305  | 337 | 368 | 411 | 432 | 464 | 498 | 531 |
| 前年度増減 | +94 | ▲ 21 | +32 | +31 | +43 | +21 | +32 | +34 | +33 |

# 教育の情報化推進のための環境整備について

文部科学省・財務省

## 提案事項

- 「GIGAスクール構想の実現」に向けた補助制度については、
- (1) 校内LAN整備に先進的に取り組んできた自治体が、これまで整備したネットワークを着実に更新できるよう改善した上で継続すること。
  - (2) 情報機器の整備についても、整備後の維持管理や更新等を見据えた継続的な財源確保を行うこと。
  - (3) 高等学校における情報機器の整備に要する費用についても補助制度を設けること。

## 現状と課題

- 校内LAN整備に係る補助制度は、令和元年度補正予算限りとされている。また、補助金額は普通教室数に単価を乗じた一律の算定で、機器構成や校舎配置等が全く考慮されず、各自治体の実際の整備内容との乖離が著しい。
  - 情報機器の整備に係る補助制度についても時限が示されており、その後に生じる機器の更新等に係る費用が大きな負担となることが見込まれる。
  - 高等学校における情報機器の整備が対象となっておらず、設置自治体にとって大きな負担となっている。
- 
- 学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成
  - 各学校において、ICTを活用するために必要な環境の整備と、これらを活用した学習活動の充実

# スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進について

文部科学省・財務省

## 提案事項

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを全ての学校に確実に配置できるよう予算の更なる拡充を図るとともに補助率（現行3分の1）の引き上げで一層の配置促進を図ること。

## 現状と課題

- 佐賀県においても不登校やいじめなどの生徒指導上の諸課題が全国と同様に増加傾向にあり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの必要性が益々高まっている。
- 自治体では、県教育委員会作成の活用ガイドラインによる運用の工夫を行っているが、限られた予算の中で学校現場からのきめ細やかなニーズに答えられていない現状がある。
- 学校現場のニーズを踏まえ実情に応じた配置を促進するためには、国での予算拡充とともに補助率の引き上げが必要である。

- 学校現場のニーズに応じた支援体制の充実
- 学校や家庭、関係機関等との連携強化による児童生徒や保護者に対する支援体制の充実

# 外国語教育の充実のための財政支援について

文部科学省・財務省・総務省

## 提案事項

語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）以外の外国語指導助手（ALT）を配置している地方自治体に対して財政支援を行うこと。

## 現状と課題

- 県内21県市町のうち16市町がJETプログラム以外の外国語指導助手を配置。
- 外国語教育の充実のためには、外国語指導助手の配置は必要不可欠。
- 令和2年度から小学校高学年で外国語科が実施されるなど、これまで以上に外国語指導助手の必要性が増しており、外国語指導助手を配置している地方自治体にとっては大きな財政負担となる。
- 外国語教育の充実に取り組む地方自治体に対しては、国が責任をもって財政支援すべきである。

- 各自治体の実情に応じた外国語指導助手の配置促進
- 国際理解や外国語教育の一層の充実

# デジタル教科書の活用について

文部科学省

## 提案事項

デジタル教科書を、教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、法令等の見直しを行うこと。

## 現状と課題

- 学校教育法が改正され、通常の紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能となったが、教育課程の一部における使用に限られており、紙の教科書との併用制であることから、デジタル教科書を活用する場合には、紙、デジタルの両方の教科書を準備する必要が生じる。

- 
- デジタル教科書の活用拡大によるICTを活用した学習活動の充実
  - 保護者の経済的負担の軽減

---

# 警察本部

*SAGA Prefectural Government*

# パトカー等の増台について



財務省・警察庁

## 提案事項

佐賀県警察の警ら用無線自動車(パトカー)及び小型警ら車(ミニパトカー)の増台

## 現状と課題

- 当県の交番や駐在所に配置されているパトカー等の配置台数は、警察官定数が同水準の他県と比較しても極めて少ない。
- 持凶器凶悪事件等発生時の犯人の制圧・受傷事故防止上、警察官の同時多数臨場と大型資機材(大楯等)を携行し有効活用する上で、パトカー等の運用が必要不可欠である。
- 当県には、本署から離れた山間部や海沿いを管轄する駐在所があり、局地的な積雪や強風に見舞われる等の悪天候時の現場臨場にはパトカー等が必要不可欠である。
- 当県は、人口10万人当たりの人身交通事故発生件数が全国ワーストレベルであり、現状況の脱却に向け赤色灯を点灯したパトカー等での街頭活動を強力に推進しており、今後、更に街頭活動を強化する上でパトカー等の増台は必要不可欠である。
- 交番等のバイクでは緊急走行ができず、早急な現場臨場に限界がある。レスポンスタイムの短縮には、緊急走行可能なパトカー等の増台が不可欠である。

## パトカー等の増台により

- 広域かつ迅速な警察活動が実現
- 犯人の制圧・警察官の受傷事故防止につながる
- 見せる警察活動が効果的に行え、交通事故抑止、犯罪抑止につながる

県民の期待と信頼に答える力強い警察の実現

# 災害対策用装備資機材の充実強化について

財務省・警察庁

## 提案事項

救命ボート、船外機、救命胴衣等の災害用装備資機材の購入

## 現状と課題

- 「令和元年佐賀豪雨災害」においては武雄市及び大町町に甚大な被害が発生したが、管轄警察署の武雄警察署及び白石警察署では、救出救助活動に苦慮
  - ・ 現在、警察署に整備されている救命ボートは搬送に大型の車両や多数の人員が必要  
→ 搬送・組立が簡易な災害用のゴムボートの購入
  - ・ 現在の救命ボートの規格では、有資格者の乗船が必要  
→ 免許が不要な2馬力船外機搭載の救命ボートを購入し、状況に応じて運用
  - ・ 人員を有効活用するための個人用の資機材が必要  
→ 救命胴衣、胴長等の受傷事故防止や作業を補助する個人用資機材を更に整備

今後の大規模災害に備え災害用装備資機材の整備を推進

- 資機材・人員の有効活用により、捜索・救出救助活動の対処能力が向上
- 最新資機材の導入・個人用資機材の充実により、警察官の二次被害防止

# 警察官政令定数の増員について

総務省・財務省・警察庁

## 提案事項

安全・安心な社会の実現のため警察官を増員すること

## 現状と課題

- **交通安全対策**
  - ・ 10万人当たりの人身交通事故発生件数が依然として高水準（全国ワースト2位）
  - ・ 事故による死亡者の半数以上が高齢者
  - ・ 高齢者講習・認知機能検査の長期受講・受験待ち
- **変化・増加する犯罪への対応**
  - ・ サイバー犯罪、ニセ電話詐欺などの巧妙化・多様化
  - ・ 重大事件に発展するおそれのある、DV、ストーカー、虐待等の事案の増加
- **重要施設の警備と大規模イベントへの対応**
  - ・ 原発等重要施設に対する継続的な警備
  - ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への対策

限りある人的基盤を効率的に活用し、各種対策を推進しているが、更なる対策を推進し、より安全・安心を実感できる社会を実現することが必要！

そのためには

**警察官の増員が不可欠**